

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (2 5 . 1 定)			
日 時	平成 2 5 年 3 月 8 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、川畑副委員長、千葉・安齋・松田・上野・林下・ 北野・山田各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・ 教育部両参事、会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、上野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。成田委員が安齋委員に、小貫委員が北野委員に、高橋委員が松田委員に、鈴木委員が上野委員に、斎藤博行委員が林下委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、自民党の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎広報おたるについて

今日は、広報おたるについて質問します。

まず、小樽市の現在の世帯数について確認させてください。世帯数には、実際に居住する世帯の数と、住民登録している世帯の数があると思うのですが、その両方をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

小樽市の世帯数ということがございますけれども、住民登録では平成25年1月末現在で6万6,848世帯となっております。あと、実際の世帯数については、はっきりと今、掌握しておりませんが、22年度の国勢調査の時点では5万7,711世帯ということで調査されております。

○川畑委員

それでは、広報おたるの毎月発行している部数と配布方法についてお聞きします。

○（総務）広報広聴課長

広報おたるの発行部数でございますけれども、全部で5万258部ということでございます。配布方法につきましては、新聞折り込みで4万8,301部、あと、新聞未購読者への配布、業者から持参する配布というのが1,917部、また、直接郵送で送っているというのが40部でございます。

○川畑委員

折り込みが相当数あると、4万8,301部ですが、どこの新聞に折り込みをしているのか、その新聞社と依頼部数及び料金についてお聞かせください。料金については全体で構いません。

○（総務）広報広聴課長

新聞折り込みを依頼している新聞社と依頼部数、また料金総額になりますけれども、新聞社につきましては、北海道新聞が3万843部、読売新聞が1万2,131部、朝日新聞が3,777部、毎日新聞が1,550部、総数で4万8,301部でございます。料金については304万2,963円を支払っているところでございます。

○川畑委員

合計金額はわかったのですが、1部当たりの折り込みの金額はどのぐらいなのか。

○（総務）広報広聴課長

1部当たりの単価5円プラス消費税ということになっております。

○川畑委員

最近、家計が大変だという中で、新聞の購読をやめている家庭が結構あると思うのです。その中で、小樽市と市民を結ぶ機関紙として、広報おたるは非常に大事な、貴重な存在ではないかと思うのですが、その辺の認識はいか

がですか。

○(総務) 広報広聴課長

市民へ市政情報を周知するという意味で、小樽市の場合、高齢者が多いということで、インターネットといったものをお使いにならないで情報を得るという方法として、広報おたるが大変必要なものと認識しております。

また、最近、新聞をとらない世帯が徐々に増えておりまして、新聞折り込みではなく、直接郵送で送ったりすることを考えているわけなのですが、その中でも十分皆さんに周知して、広報誌を読んでいただくようなことを考えているところでございます。

○川畑委員

昨日の予算特別委員会でも話が出たのですが、インターネットで小樽市の状況を把握することは可能なのですが、それは若い人にはできるのですが、私も含めて高齢者にとっては、なかなかそうはいかないだろうと。それで、新聞折り込みのほか直接配布していると伺ったのですが、どこに委託しているのか、委託先や配布地域、配布先の情報、委託料などについて伺います。

○(総務) 広報広聴課長

まず、委託先でございますけれども、有限会社オタルよみうりサービスというところに業務委託をしているところでございます。

配布地域につきましては市内全域なのですが、桃内、忍路、蘭島については、新聞事業者の配達所が余市にあるということで配布できないものですから、郵送等で対応しているところでございます。

また、配布先情報については、市民の方から申出をいただきまして、その情報を一覧表で業者に渡して配布していただいているという方法でございます。

また、委託料につきましては、総体で1部当たり56円プラス消費税でございます、年額で11万2,719円となっております。

○川畑委員

よみうりサービスに委託するというので、よみうりサービスというと読売新聞への折り込みなどもやっています。新聞を購読している、していないといった個人情報の問題があるのではないかと思います。その辺はいかがですか。

○(総務) 広報広聴課長

個人情報の関係でございますけれども、この情報につきましては、市民から電話などでお申し込みいただきまして、こういう形で配布しているということで、本人の承諾を得た上で配布させていただいています。

また、業者との契約の中でも、配布に当たっては、配布が完了したときには配布者リストを返していただくこと、リストの個人情報については、業務上知り得た情報として守秘義務があるということ、広報を渡すときにはほかに新聞購読の勧誘をしたり、データを2次的に使用したりすることがないようにというようなことをうたっておりまして、その辺については、個人情報保護という部分では、的確に対応していると考えております。

○川畑委員

そのように個人情報を確実に守っていただくような体制でやってほしいと思います。

それで、私の今日の質問の主題ですが、実際に本市に居住する世帯が5万7,700世帯ぐらいで、新聞折り込みや直接配布、よみうりサービスをお願いしての配布を合わせて5万部くらいですから、その差の7,000世帯くらいが配布されていないのではないかと勘定になるわけですが、基本的に全市民に、市民税課税世帯、非課税世帯ということに関係なく渡すというのが原則だと思うのですが、そういった全体に間違いなく配布できるような体制をどのようにしていくのか、現状はどうか、今後どうしているのか、お聞かせいただけますか。

○（総務）広報広聴課長

市民の皆さんに広報誌を届けるということは、私どもも考えているところでございますけれども、その方法といましては、新聞非購読者の方々から情報をお寄せいただくということが必要かと思っております。そのためには、皆さんに広報をどういう形で配布しているのか知らせることが大変肝要であると思っております。

また、何かの機会に広報が目につくようなところに置いて、皆さんに手にとりいただくということも考えなければならないと思っております。方法といたしましては、今、コンビニ、ローソンやセイコーマートなどに置いたり、市の総合窓口やサービスセンター、ふれあいプラザ、総合福祉センター、医療センター、ウイングベイ小樽などに置いたりして、皆さんに見ていただいて、こういうものがあるということを認識していただくことを考えております。

また、広報誌の申込みをいただきたいということで、STVで放映されている小樽フラッシュニュースや、FMおたるの小樽市民ニュースを通じて、また、小樽市くらしのガイドを転入者の方に戸籍住民課の窓口で配布しておりますけれどもその中で、また、市のホームページやフェイスブック等で、広報誌をとってない方がいらっしゃったらお申し込みいただきたいというようなこと等をして、皆さんに周知を図っているところでございます。

また、先ほどいろいろな話を伺いましたが、高齢者や学生など、非購読者の方が訪れることが考えられる場所、人が多く集まりそうな場所での周知も今後検討していく必要があるのではないかと考えています。その方法として、回覧板で各町会内の非購読者の方に周知する、また、人が集まる長崎屋、学生がいる大学、又は公的病院等にも置かせていただけるように、今後調整をしながら広げていくようなことも考えていきたいと思っております。

○川畑委員

最後に、後志管内の町村の中で、何人かの方に委託して地域を決めて配布してもらっているというところもありました。町村ではいかに全家庭に間違いなく届けられるかという体制を考えているようです。小樽市でも今、話があったようなことを含めて、町会の方に協力してもらおうといったことで全家庭に届けられる、そういう体制を確立していただきたいとお願いして、私の質問は終わります。

○北野委員

◎新・市民プールについて

新・市民プール実現を求めて質問します。

3項目にわたって質問したいと思うのですが、1項目めは、旧第3ビルに室内水泳プールができた経過についてまずお伺いしますが、昭和51年ないし52年だと思うのですが、第3回定例会の決算説明書を見ますと、プールの建設工事費は3億3,000万円と出ています。同じ規模のプールを、今、つくるとすれば、単価を含めて幾らかかるといふふうに押さえていますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

室内水泳プールと同じぐらいの規模ということで、現在建てようと思しますと、4億円から5億円ぐらい、現在の学校プール規模の金額でできると思います。

○北野委員

ずいぶん差があるね、4億円と5億円と。

（「4億円から5億円」と呼ぶ者あり）

この金額は財政に負担になるから見送ったということなのですね、今回、着手しなかったのは。

○（教育）生涯スポーツ課長

今まで調査等を行ってきまして、単独施設としてプールを建てた場合、10億円ぐらいかかります。ただ、室内水泳プールと同じ規模で考えますと、先ほども言いましたように、学校プール規模となりますので、4億円から5億

円ぐらいで建てられるという調査結果が出ております。

(「何割増しなのですか、そうしたら。3億3,000万円と言えば。私は算数に弱いから教えてください」と呼ぶ者あり)

4割から5割増になると思います。

○北野委員

何を根拠にそういう試算を、4割も5割も高い単価になるのかというのがちょっと疑問なのです。当時より単価が上がっているということをあなた方は前提にしていますけれども、それでは伺いますが、小樽市がさまざまな公共工事をやる場合、北海道の営繕単価をベースにしていると思うのですが、この北海道の営繕単価の昭和51年、つまり第3ビルに、取り壊されたプールができた年です。この昭和51年以降の推移を、例えばさまざまありますけれども、生コンでいいですから、お知らせしてくれませんか。それがどういうふうに移して、現在4割も5割も高い価格になったかということです。

○(教育)生涯スポーツ課長

今の北野委員の御質問なのですけれども、その当時の生コンの単価の推移につきましては、生コンだけの単価で考えますと、そんなに変更というか、大きく変わっているというふうには聞いておりません。

(「変でしょう、そうしたら」と呼ぶ者あり)

○委員長

単価、価格の推移。

(「大きいのは生コンなのだから。普通にみんな小樽病院のことだって生コンでやっていたでしょう。大して単価が変わらないのに、何で4割も5割も高くなるのですか」と呼ぶ者あり)

コンクリートの価格の推移を聞いているのではないか。

○(教育)生涯スポーツ課長

今、生コンの価格部分につきましては、平成6年度以降の推移しか手元に資料ございません。2006年度、平成18年度の1平方メートル当たりの単価が100円といたしまして、現在、2012年度、平成24年度では112.5円ぐらいという推移で聞いております。

○北野委員

結局、そんなに、1割ちょっとしか上がってないのに、何で4割も5割も上がるのかと不思議なのです。参事は何か言いたいのだったら言ってもいいよ。昭和51年の生コンの北海道の営繕単価は、ホームページにはさかのぼってはいないのですけれども、財団法人建設物価調査会総合研究所のレポートというのがありますが、ここで、昭和51年を100として考えれば、先ほどあなたが言った2006年はいろいろ上限、一時は上がったのですけれども、ずっと下がったり上がったりして、ほぼ同じなのです。昭和51年と、1976年と2006年は生コンについて言えば同じ価格です。それで、北海道の、あなたがおっしゃる営繕単価、2006年以降を見れば、そんなに上がっていないと。だから、今、4割も5割も高いなんていう根拠は、一体どこにあるのかということなのです。これが一つ。それからもう一つは、第3ビルを取り壊したのはいつですか。そして、工事がいつから始まってツインタワーはいつ完成しましたか。

○(教育)生涯スポーツ課長

まず、当時の建設単価と現在とでの違いについてですが、基本的な考え方といたしましては、私どもが調査した部分におきましては、ここ最近の調査資料に基づく学校プールの建設費、また単独施設のプールの建設費をベースに考えた部分でありまして、建設的な細かい部分、その当時どういう材料が使われていて、どういう形で建てられたのかは、まことに申しわけございませんけれども、わかりません。その中で、私どもが今、当時3億3,000万円と北野委員はおっしゃいました。確かに、プール建設は3億3,000万円。ただ、それプラス土地購入費だとか、その当

時複合ビルとして建てた関係によって、総事業費で 4 億 6,000 万円かかっているというふうに聞いております。現在、私どもで各プール等の建設資金の調査をしたところ、学校プールでは 4 億円から 5 億円ぐらいで建てられているという形になっております。

○北野委員

もう一つ答えていないでしょう。

○（教育）生涯スポーツ課長

工事の着工年月日が……

（「解体、着工、完成だよ」と呼ぶ者あり）

着工年月日が昭和 50 年 8 月 11 日から、完成が 51 年 10 月 10 日というふうになっております。

○北野委員

あなたは先ほど 2006 年というふうに言うから、西暦で言ってくれませんか。

○（教育）生涯スポーツ課長

2006 年は平成 18 年度になります。

○北野委員

だから、我々はサンビルを取り壊した後で、あそこにプールをつくりなさいということを盛んに言ったのです。そうしたら、壊しっ放しでつくらなかつた。6 億 8,000 万円は、市長部局のほうを持ち逃げしてしまったのです。

それで、平成 19 年、旧サンビルを解体し、工事が始まったのは 2008 年、平成 20 年、完成が翌年 2009 年、平成 21 年です。そこで伺いますが、あのときプールをつくっていれば、あなたがおっしゃる生コン、2006 年を 100 にしたら 2007、2008 年はそれぞれ幾らになりますか。パーセントでいいですから、教えてください。

推移で先ほど答えていたでしょう。

○（教育）生涯スポーツ課長

平成 18 年度を 100 とした場合、19 年度、20 年度では 96.6 パーセントというふうになっております。

○北野委員

だから、あのときプールを建てていけば、生コンの単価からいえば、昭和 51 年の 96.6 パーセントで済んでいるのです。もたもたもたもたしているから、価格が上がっているでしょう。だから、そういうことを、あなた方は実際に市民の声に耳を傾けず、現在まで引っ張って重い負担になっているということを指摘しておきます。

そこで伺いますが、財政が厳しいから先送りしたと、市長はそういう立場ですね。そして、福祉灯油とかプールのことを言えば、再生団体になったら大変だと、2 度ならず、何回もそうやって答えている。私は、市長が議員や市民を脅しているのではないかと思うのです。破綻したら困る、破綻したら困ると。

そこで伺いますが、新しい法律で健全化判断比率というのが四つありますが、早期健全化基準、つまりイエローカードになるのは、それぞれ実質赤字比率から将来負担比率まで、財政再生基準、これは破産した場合ですね、破産するというふうになった場合は、将来負担比率は比較になりませんが、三つで、それぞれ小樽の場合どれぐらいの基準になったら、実質公債費比率でいいですから、答えていただけませんか。

○（財政）財政課長

早期健全化基準、判断基準の数値についてでございますけれども、実質公債費比率につきましては、25 パーセントという形になっております。

（「現在は」と呼ぶ者あり）

現在ですけれども、平成 23 年度決算で 14.3 パーセントという形になっております。

○北野委員

そこで、気になることがあるので、財政部長に伺います。

2月22日付け、検証小樽市予算と題した北海道新聞の記事ですが、この記事の中で、こういうくだりがあるので。市債残高増加の影響は過疎債の元金償還が始まる14年度、これは2014年度にも現れると。堀江財政部長は、実質公債費比率は20パーセント台までいかないまでも、単年度で数パーセントは上昇するだろうと、こう言っているのです。今、元金が現れるのは過疎債の元金ですから、何で単年度数パーセントも上がるのですか。もしこの記事が事実だとしたら、大いに疑問があります、私は。

○財政部長

新聞記事にそう載ってしまっているのですが、改めて広報広聴課のほうから、どういうふうにしやべったのか再度確認してみますと、この記事の間に、病院の事業をちょっと例に挙げています。そのとき、思い起こしますと、病院事業が100億円弱なので、償還期間が30年とすると、単年度で利息を除けば元金だけでも3億円ぐらいの償還額になるだろうということで、実質公債費比率に戻しますと、小樽の財政規模が約300億円ぐらなので、それで逆算して約1パーセントというのが頭にあったので、そのときに数パーセントと答えたのかなと思っております。

ですけれども、北野委員がおっしゃるとおり、もし元金償還が3億円であったとしても、過疎債だとか交付税措置がある起債であれば、細かいことで申し上げないのですけれども、分子分母からその交付税措置分が除かれるので、率から行くと、償還額が3億円であっても1パーセントには満たないことになろうかと思えます。

○北野委員

文脈から言えば、数パーセント上昇するというのは、これは間違いです。脅しですよ、これだったら。たったこれだけで、言葉が悪いけれども、数パーセントなら、3から7だから、こんなに上がるなんていうことは考えられないです。あなたがそういうことを言って新聞にも書くから、市長が、小樽市が破綻したら困る、破綻したら困ると脅かして、わずか二、三千万円の福祉灯油だとか、プールで4億円から5億円ぐらいの、これさえやれば、これをやれば破綻するかのようになって脅かしているのですよ。あなたはそんな変な材料を市長に提供したのですか。

○財政部長

健全化法がありますので、健全化判断比率、決算のときや何かに報告させてもらっておりますけれども、市長のほうにはその際、先ほど財政課長が答えましたが、早期健全化基準とかも含めて報告はしておりますけれども、先ほどの新聞記事に戻りますが、計算式からいきますと、私が先ほど答弁させていただいたように、3億円の償還があっても、約1パーセントにしかならないというのも事実でございますし、健全化法の関係は、市長のほうにも副市長のほうにも適宜報告しているつもりでございます。

○北野委員

だから、こういう間違っただ数字が踊ったら、道新に言って訂正させるべきでないですか。のるか反るかの際どころで論戦しているときに、間違っただ記事をそのまま放って、市長の脅かしの材料にされているのだから。こういうのはいいかげんだと、あなた方、こういう記事を書いて、そのまま間違いだと思っていても直もしないで、とんでもない話ですよ。注意だけしておきます。

それから次に、プール、私は、これは市民とよく話し合う必要があると思うのですが、仮に学校併設型というふうに仮定したとして、この総額が先ほど市教委から答弁がありましたけれども、これを仮に実施するとした場合に、起債はどれぐらいの比率を占めますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

起債につきましては、学校プール建設ということで、まだ実際に具体的にどれぐらいかかるか、どれぐらいの規模でやらなければいけないか、わかっていない部分がございます。その関係で、起債額が幾らになるかということは今、試算できておりません。

○北野委員

そんないいかげんな話で財政の圧迫になるなんて根拠を何で言い出すのですか。私は、あなたの答弁で4億円か

ら 5 億円ぐらいというふうにおっしゃったから、それをそのまま仮に建設するとすれば、起債は幾らで、財政負担は、将来の負担はこうなると、だから、今の財政の状態ではできないというふうに言ったのかと思ったら、何もそんな計算をしていないのでしょうか。極めていいかげんなことで財政の負担になる、負担になると脅かしばかりやっているのでしょうか。これは市長部局と教育委員会がぐるになってやっていますよ。そんなことでどうして財政に負担になるという根拠になるのですか。計算して教えてください。

今すぐ答えられないのなら休憩してくれませんか。

○委員長

もう少々お待ちください。

どなたが答弁されますか。

(「委員長、答弁できるのでしょうか」と呼ぶ者あり)

今、準備しています。

○副市長

答弁調整のため、少々お時間をいただきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。再開時刻は追ってお知らせいたします。

休憩 午後 1 時 35 分

再開 午後 1 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

○副市長

答弁調整に時間を要しまして、申しわけございません。

北野委員の質問に対しては、教育委員会から答弁させていただきます。

○(教育)生涯スポーツ課長

それでは、先ほどの質問にお答えいたします。

学校プールを 4 億円として建てた場合、国の補助、建設面積に対して約 3 分の 1、起債充当額が 75 パーセントということになりますので、国の補助が約 8,000 万円、起債が 2 億 4,000 万円、一般財源が 8,000 万円という形になります。

(「いや、それで、財政に影響があると言うから、起債償還やなんかをやったらどういうふうになるのですか。私の質問はあれですからね、財政に影響があると言うから、その根拠を聞いているわけです。据置きだつてあるのだからね、そういう期間だつて」と呼ぶ者あり)

(「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○委員長

千葉委員。

○千葉委員

もし答弁が出ないのであれば、もう一度きちんと暫時休憩を要望します。

○委員長

確認をいたします。どちらの。

○(財政) 財政課長

利率のことがありますので、若干ははっきりした数字にはなってきませんが、ざっくりした計算でいきますと、1,760万円ぐらいの元利償還金という形になろうかと思えます。

(「年ね」と呼ぶ者あり)

年間でございます。

○北野委員

そうすると、1,760万円の起債償還と。しかし、過疎債が適用になりますから、元利償還の7割が交付税措置でしょう。そうすると、それを差し引けば、実質公債費比率にほとんど影響はないでしょう。これは引いたものなのですか。

○(財政) 財政課長

今、前提条件として学校の併設のプールという形になりますと、過疎債の適用ではなくて、学校教育施設整備のほうの起債という形になりますので、この分は過疎債の7割ではない形になります。

(「幾らになるのですか、それは。学校の場合は」と呼ぶ者あり)

こちらの起債につきましては、一応50パーセントの補助措置となっています。

○北野委員

仮に過疎債でなくて教育予算の起債ということになっても5割ですから、大勢に影響はないということは言えると思うのです。だから、そういうこともきちんと計算して、そして問題になっている実質公債費比率にどう影響があるかと。市長がおっしゃるように、破綻したら困るし、イエローカードが出されても困るわけだから、そこまでやって今年度は見送らざるを得ないというのだったらわかります。今の質疑の中で、何の影響もないわけですか。どうしてそういう乱暴な予算査定で、アバウトなんていうものではない、何も精査しないでプールは却下されたのです。だから、教育委員会もプールを本当に建てる気があるのだろうかというふうに疑います。市長のほうでだめだといったら、こういうことで影響がないのではないですかと言って反論して、独立行政機関としての主体性を貫けば、プールの建設は容易だったと思うのです。何もそういうことをやらないでいて、だめだ、危ない、市長の鶴の一声で終わりなのです。鶴の一声を發した市長だって何のことかわからないのだよ。何と表現したらいいのですか、これは。

だから私は、こういういいかげんなやりとりで、市民から強い要望が出ている新・市民プールについて、本来であれば今年度着手かなと皆さん思っていたけれども、それは見送るというふうになったと。だから、そういう根拠薄弱なことで予算編成をやられ、市民の方が大きな運動を起こしているのは、私は小樽市政にとっては大変プラスなことだと思うのですよ、ああいう運動というのは、小樽市政をよくする上で。そういう善意にまで水をかけるようなやり方というのは、うまくないというふうに思うので、これは今のやりとりを聞いていて、市長が福祉灯油だとかプールのことで、盛んにイエローカード、レッドカードが出たら困ると言っていることが、果たして根拠があるのかという疑問がわくわけですから、市長の見解をお伺いしたいと。

○市長

北野委員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、私は公債費比率とかそういうようなことを一言も申し上げたことはありません。要するに、財政再生団体に陥らないために我が小樽市の財政をつくっていくということで今までも答弁をさせていただきました。

今日、某新聞の記事に夕張市の財政の話が出ておりましたけれども、財政再生団体になったらどれほど大変なのかということが、まさに今日の記事でも御理解いただけるのではないかとこのように思うわけでございます。ですから、今、私どもが実際に一般会計の累積赤字を解消したのは、他会計ですとか、基金からの借入れ、これを、50億円を超える、言ってみると言葉は悪いですけども、私にしてみると隠れた赤字だと思っているわけですよ。こ

れを何とか解消しなければいけないというのが私の強い思いであるということをひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

それから、プールの問題については、私はつくらないとは一言も申し上げたことはありません。それは今の財政状況を考えた上で、そして取り組んでいきたいということで考えておりますので、今後そういった財政状況を踏まえながら、取り組んでいきたいというふうに思いますし、それから、第 6 次総合計画の問題との絡みを言うのであれば、確におっしゃるように前期実施計画の中である程度の基本計画を含めて着手していくというような形になっております。しかし、この後期の問題は恐らく、平成 25 年度に後期の問題をどうやってつくっていくかということをもう一度議論させていただくこととなりますし、議員の皆さんにもいろいろとお知恵をおかりしたいというふうに思っておりますので、そういった中で、今後、新・市民プールをどういう形で、どういうスケジュールで取り組んでいくかということ、いろいろと検討していきたいというふうに思っておりますので、どうかひとつその辺は御理解いただきたいというふうに思います。

やはり何といっても、くどいですがけれども、財政再生団体になるわけには全くいきませんので、御理解いただきたいと思います。

○北野委員

今、市長のほうからそういう見解がありましたから、プールをつくらないとは言っていないというから、だから、財政再生団体だとか早期健全化団体というのは、四つの健全化判断比率で、それを超えればなるということで、小樽はまだ差があるのです。しかし、赤字でないから、赤字比率だとか連結赤字比率は当然出てこないのです。だから、私は実質公債費比率で質問したのです。それだって、相当なまだ余裕があるのです、簡単に言えば。

(「ありません、ありません」と呼ぶ者あり)

いや、だから、市長は銀行員なのだから少し金の計算が強いはずだから、私の言っていることはわかるでしょう。だから、自分が着手を見送ったことを正当化しないで、却下したことはちょっと根拠が薄弱だったということで心から反省して、今の答弁になるのだったらまだかわいいですよ。話にならない、これは。

最後に、教育委員会と市長に改めて伺いますが、今のような、私は、こういういいかげんなことをやっていると思わなかったから、きちんと計算した上で見送ったのだと思ったから、それを前提にした質問だったのですけれども、全部狂ってしまったので、総括的に伺います。

まず、市長はプールをつくらないということではないと。そこで、3月4日の自民党の山田議員の代表質問と答弁が何を意味するかと。皆さん聞いていたとおりのやりとりだったのです、プールの問題では。そこで、教育長の教育行政執行方針の中で着手を見送るということを書いて、山田議員の質問に対しても、市長は同じ答弁をしていると。しかし、自民党の山田議員は御承知のように再質問をしないばかりか、プールを見送ったことについて何の異議申立てもしていないのです。これは事実です。だから、私はあの場で聞いていて、与党第一党の自民党と市長部局、教育委員会がぐるになってそういうことを決めたのかというふうに疑いました、そんなことをされたら困りますからね。それで私は、与党第一党の自民党と打合せの上で、プール建設の後退を教育行政執行方針と市長答弁で打ち出したのかなと思ったのです。この点については私も疑いを持ったし、ほかの人も持っていますから、市長と教育長からそれにお答えというか、御説明いただけますか。

○市長

私としては、全くそういう打合せをしたということはありません。

○教育長

私としても、この答弁に絡んで調整したつもりは一切ありません。

○北野委員

幸いなことに、そうしたら議会は、裏で与党第一党と市長や教育長が打合せをしたことはない。だから、議会

には何の挨拶もなくやったということなのですね。これは議会にとっても幸いです。

そこで、最後のほうですが、そうであれば、市長が先ほど言った、平成25年度中に取りまとめる総合計画の後期実施計画、ローリングで、ローリングというか、後期計画をいろいろ精査するということから、この第1回定例会にはプールの予算は見送ったと、建設の、調査費になるか、あるいは基本設計あるいは実施設計になるかわかりませんが、しかしそれは見送ったけれども、市長がおっしゃるとおり、プールはつukらないとは言ってないと。だから、第2回定例会以降になるかもしれませんが、よく検討した上で、財政上影響がないということだつて明らかになったわけだし、予算査定も極めていいかげんなことで根拠なくプールの建設を却下しているわけですから、そういうことなどを勘案して、総合計画に位置づけるのは当然ですが、きちんとした市民の疑問に答えられる、そういう方針をこの定例会が終わった以降、作業に入っていたいただきたいというふうに思うのですが、教育長はいかがですか。

○教育長

プールの問題については、これまでもさまざまな経過を経ながら、何とか、市民の強い要望もありますことですし、また前期実施計画の中に位置づけられた、登載された事業でもありますので、私とすれば何とか実現をしたいという方向で進めてまいりましたし、今後、後期実施計画の中に登載する方向で市長部局と相談をしてみたいと考えております。

○北野委員

市長、教育委員会の方針はおわかりだと思うし、それから市長自身も先ほど答弁、プールには前向きだというふうにおっしゃっていますから、今の議論と教育長の最終の見解を聞いて、市長としてどうされるか、お答えいただけますか。

○市長

北野委員、その前に、財政的には何も問題がないというのは、私は全くそう思っておりませんので、財政的にはやはり厳しいのです、相変わらず。

(「だから、私はそんなに基本的なことについて、いや、言うのだったら、また繰り返さなければならぬよ」と呼ぶ者あり)

それで、先ほども答弁させていただきましたように、第6次総合計画の後半の、後期のいろいろなことを検討してまいります。これが恐らく平成25年度中にそういう議論に入っていくというふうには思っておりますので、そういった中では、前回、答弁もさせていただきました、広く本当に多くの市民の皆さんからの要望あるいはお声も聞いておりますので、それを前提にして取り組んでいきたいと、このように思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

市長、副市長が退席されますので、少々お待ちください。

(市長、副市長退室)

公明党の質疑に移します。

○松田委員

◎防災について

先ほどから財政が厳しいという中で、優先的に取り組むものの一つとして、防災対策が上げられておりましたので、最初にそれに関連して質問させていただきます。

今回、予算の中で、津波浸水シミュレーション映像を導入するというので、防災訓練支援として100万円が計上されております。これはシミュレーションだけの金額なのか、これ以外にあるのか、この内訳について最初にお聞

きします。

○(総務)小濱主幹

支援事業費の内訳についての御質問ですが、この内訳につきましては、津波のシミュレーション画像の委託料として50万円のほか、それを映すプロジェクター、スクリーンなどの映像機器類などを合わせて100万円となっております。

○松田委員

昨年来、津波ハザードマップを活用した図上訓練や避難訓練を何町会かで行っておりまして、私も参加していましたが、図上だけではなく、現実に視覚に訴えるということは非常に効果的だと思います。このシミュレーションですけれども、これは蘭島や高島、銭函などの沿岸部など、比較的津波の危険性が予想される、ハザードマップと同一の区分けでシミュレーション映像をつくるのかどうかお聞きします。

○(総務)小濱主幹

津波シミュレーション画像でつくる区分けということなのですが、津波シミュレーション画像につきましては、現在のところ、運河地区、銭函地区、蘭島地区の3地区で作成する予定としております。

○松田委員

それ以外のところについては、今後予定されているのでしょうか。

○(総務)小濱主幹

今、具体的な予定などはしていないのですが、今回の銭函、蘭島、運河の3か所は、津波浸水想定区域としては比較的広い地区となっておりますので、まず津波が住宅地までかなり来るということで、ここでつくることを予定しております。ほかのところについて現在、予定はないのですが、今後、検討等してみたいと思っております。

○松田委員

今回つくるシミュレーションについて、完成はいつごろになる予定でしょうか。

○(総務)小濱主幹

このシミュレーションにつきましては、地区の避難訓練での使用も考えておりますので、6月末ごろをめどに作成したいと考えております。

○松田委員

それで、今の図上訓練、避難訓練に関連して、市職員とのかかわりについてお聞きします。この町会別の訓練に市職員が参加していたかどうか把握していますか。

○(総務)小濱主幹

一部の町会の訓練で市職員が参加していたのが見受けられました。

○松田委員

地域防災計画では、避難誘導者として、「住民対策部住民班員、消防吏員、消防団員及び警察官が協力して行うものとするが、夜間・休日における津波避難など緊急を要する場合は、その地域に居住する市職員が行うものとする」となっています。そのことから、市職員は積極的に地元の町会で行う避難訓練に参加すべきと思いき、今、質問したわけですけれども、この点についてはどう考えますか。

○(総務)小濱主幹

みずから居住している町会などで行う訓練でありますので、みずからの意思で参加することになると考えますが、自分の住んでいる地域ということですので、できるだけ訓練には参加することが必要ではないかと考えております。

○松田委員

地域によっては市職員が多いところ、少ないところ、全くいないところと、さまざまあると思いますけれども、意識づけというのは本当に大事だと思います。避難訓練の日程等は、町会の回覧、広報おたる等で周知されている

と思いますけれども、市職員への周知も独自に行うべきだと私は考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

職員への意識づけ等ということでございますが、これにつきましては、町会の訓練の日程等をあらかじめ職員にも周知を図るとともに、参加の声かけなどを行ってまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

次に、かねてから我が党の秋元議員が要望しておりました避難支援事業として、防災ラジオの配布や津波避難所等標識板の設置など、今回、新規事業ということで319万円が予算計上されておりますが、この内訳についてもお聞かせいただければと思います。

○（総務）小濱主幹

避難支援事業費の内訳でございますが、事業費の内訳としましては、防災ラジオの購入費133万円と、避難所等標識板の作成186万円であり、合計319万円となっております。

○松田委員

よく防災ラジオといいますと、ホームマックなどいろいろなところで売っている場合もあるのですが、今回配布する防災ラジオは、気象庁が緊急地震速報や津波警報を発すると自動的にスイッチが入るという防災ラジオだと聞いておりますが、これを町会等に配布するということですが、配布することになると全部で何か所ぐらいになりますか。

○（総務）小濱主幹

現在のところ、町会、自治会におきまして171台となっております。

○松田委員

前に、町会だけではなく保育所などにも配布すると聞いておりましたけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

公立の保育所に6台ということで現在予定しております。

○松田委員

これはいつごろ配布する予定になっておりますか。

○（総務）小濱主幹

予算について議会の議決を経まして、来年度に入りまして発注等の作業を始めたいと思っております。ただ、納入については、全国的にも防災ラジオの需要が高まっているかと思っておりますので、はっきりとしたところはわかりませんが、新年度になりましたら発注の作業を進めてまいりたいと考えております。

○松田委員

それで、先ほど聞きましたところ、配布先は公立保育所、町会、自治会ということですが、そのほかに無認可保育所や私立の保育所、幼稚園など、今、言った170何か所以外への配布は考えていますか。

○（総務）小濱主幹

平成25年度は自治会、町会、公立保育所ということで、無認可保育所、私立の保育所については考えておりません。

○松田委員

考えていないということなのですが、今後、考える余地はあるということでしょうか。

○（総務）小濱主幹

このラジオにつきましては、今後、どのような展開にしていくか検討していかなければならないと思っておりますので、

その中で、そのことについても念頭におきまして、検討してみたいというふうに考えております。

○松田委員

それで、防災ラジオにつきましては、一般に店頭に置かれているものではなく、受注すると聞いておりますけれども、故障した場合は市の負担で直してくれるのでしょうか。それとも、配布したら、あとは自己責任ということになるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

故障した場合の市の負担ということなのですが、現在のところ、配布後につきましては、故障した場合、市での負担ということは考えておりません。

○松田委員

これは配布ということですが、他の自治体では、希望者には有償で防災ラジオを配布しているところもあると聞いております。この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

有償の配布についてでございますが、有償の配布についても現在のところ考えてはおりません。ただ今後、他都市でもさまざまな方法で取り組んでいると聞いておりますので、他都市の状況を見ながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

研究して、できれば配布できるように前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、さきの本会議で他会派の方からの、防災担当というのは業務多忙であり、これからますます充実させていかなければならないという質問に対して、職員の配置として今後、課長職 1 名を増員するという答弁がありましたけれども、現在の課長職と、増員される課長職との役割分担はどのようになりますか。

○総務部長

人事のことですので、私から答弁させていただきたいと思います。

御質問がありましており、新年度に向けまして課長職は 1 名増員させていただきたいと思っております。現在の体制は、参事の下に主幹が 1 名いるわけですが、これを新年度からは、参事の下に主幹を 2 名ということと考えております。今、御質問の中にもありましたけれども、東日本大震災以降、防災にかかわる業務は非常に多くなっておりますので、それに対応するというところでございます。予算の伴わない事業だけでも、原発にかかわる防災計画や、津波の避難計画といったものも今後策定していかなければならないということで、組織を強化していくという趣旨なのですが、役割の分担ということでございますが、主幹の役割を、1 名は原発対応の主幹、もう 1 名の主幹は防災担当ということで、今、考えているところでございます。

○松田委員

防災担当というのは本当に日曜、祝日、夜間を問わない部署と思われまして、今、いろいろと手探りで行っているかなければならないことも多々あると思います。市民の安全・安心を図るために、この防災に関しては優先課題と言われている担当部署ですので、今後、さらに充実を図っていただきたいと思います。

◎スクールリーダーについて

次に、さきの本会議の席上、教育長により教育行政執行方針が示されましたが、その中で 1 点確認させていただきたいのは、学校の組織力を高める取組として、若手教員とスクールリーダーを育成するとありましたけれども、このスクールリーダーというのは、どのような役割の方をいうのでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

スクールリーダーというのは、校長の指導の下、学校においてみずから若手や初任者の教員などに授業を見せたり、研究会などを開催したりして、学校をよりよくしていくために力を発揮する一般の教員と捉えております。

○松田委員

そこで、北海道の学校力向上に関する総合実践事業として、全道で14校が指定され、小樽市では稲穂小学校が実践校、花園小学校と潮見台小学校が協力校ということですが、これは学校として応募して指定校になったのか、それとも逆に道教委から指定されてこのような形になったのかお聞かせ願います。

○（教育）指導室中島主幹

応募により決定したものであります。

○松田委員

応募したということなのですが、実践校と協力校の役割にはどのような違いがあるのでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

まず、稲穂小学校が実践校ということになります。稲穂小学校の役割といたしましては、教育課程や地域、家庭との連携、人材の育成について具体的な実践を行います。その取組を、研修会等を開催して、小樽市内の学校の教員に発表して、その成果を報告するという役割を果たしております。また、稲穂小学校では、道内外から外部の有識者、アドバイザーという名称になっておりますが、アドバイザーが委嘱されまして、そのアドバイザーからの講義や指導を受けて、教員の指導力の向上等につなげていくという役割を果たしております。

協力校の花園小学校と潮見台小学校につきましては、実践校の稲穂小学校とともに、若手の教員の育成のための研修など、協力してそういう研修会などを行いまして、その研修会の成果を自校の教員に還元していくと、実践校と協力校が連携しながら教員の指導力の向上に努めると、そういうことが大きな役割となっています。

○松田委員

これに関連して、この3校に教員4名、事務職員1名が加配されることになっています。3校で4名ということなのですが、この加配についてはどのような配置になるのでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

実践校の稲穂小学校には一般の教員が2名加配されます。それから、事務職員が1名加配されます。潮見台小学校と花園小学校には一般の教員が1名ずつ加配されます。

○松田委員

今、問題になっているいじめという部分に関連してお聞きしたわけなのですが、今、教員が、変な話、自信をなくしている部分があると思うのです。やはり教員が自信を持って教育できる環境をつくるのが大事なのではないかということで、このスクールリーダーの要請があったのかなと私は感じました。

◎いじめ問題について

それで、いじめ問題について、私も今まで何回か伺いましたし、先日の代表質問で、我が党の高橋議員も述べておりましたけれども、私たちは、いじめはやはり大変なことだということで、先日、兵庫県明石市の教育委員会が先進的な取組をしているということで視察に行ってきました。話を聞いたところ、明石市ではほかのまちの学校より突出していじめ問題があるから、特化したいじめ対策課という、名称もそのもの、ずばりの部署を持っているということなのですが、これについては、突出してそういう問題があったからつくったのではなく、このいじめ問題が本当に大変なことだということで、何かあったら動き出すのではなく、何もなくても何か大変なことだということで取り組んだとお聞きして、明石市教育委員会の取組について敬服して帰ってまいりました。

私の昨年代表質問での、今、いじめ防止条例をつくっているまちもあるということについて、教育長は条例うんぬんよりも未然防止が大切だということでおっしゃってございました。明石市でも未然防止ということで、幼児教育も大切だということで、幼稚園でいじめ防止啓発人形劇というものをつくって、いじめというのは大変なのだと、仲よくすることが大事なのだということ、人形劇を通して子供たちに訴えているという話も聞きました。小樽の場合は市立の幼稚園はないわけですが、そういった取組について、小樽市教育委員会では、幼児教育という

ことでどのように捉えているかお聞かせ願います。

○(教育)指導室石山主幹

明石市教育委員会のようないじめ防止の取組について、本市教育委員会でも、という御質問ですが、実は、本市でも、明石市における、委員が先ほどおっしゃったような取組につきましても、行っているものがあります。それについて若干紹介させていただきますが、明石市で行っておりますいじめの月間についても、本市におきまして、7月と11月ということでキャンペーンを張って、そして、その対応をいろいろとさせていただいているところでございます。

そういうものもございませうけれども、今、幼児期の、ということで御質問がございましたが、平成25年度の教育行政執行方針の中に連携ということで話をさせていただいております。おっしゃるとおり、市立の幼稚園はございませんので、私立の幼稚園とのかかわりになると思いますが、実は、私立の幼稚園の総会にお邪魔をさせていただきまして、いじめだけではないのですけれども、取組について説明させていただいている機会もございませう。ただ今後、具体的にどういう連携が必要なのかということにつきましては、検討させていただきたいというふうに思っております。

○松田委員

それで、明石市教育委員会では、いじめ防止啓発リーフレットを配布したり、子供たちにいじめ防止のポスターを書いてもらったりするなど、教員、保護者、子供、それぞれに対して取り組んでいると聞いております。また、いじめに対するアンケート調査もやっているそうですけれども、記述式でなく、「はい」「いいえ」のアンケートと聞いていました。それはなぜかという、字を書くといろいろと問題があるのではないかと、2次的いじめが起これるのではないかとこの配慮の下で、アンケートも「はい」「いいえ」形式で行っており、気になる子供がいたら教員がその子供に面談しているということも聞きました。そういったことについてはいかがでしょうか。

○(教育)指導室石山主幹

いじめの未然防止にかかわります、いじめアンケートの件でございませうけれども、これにつきましても、これまでも何度か話をさせていただいておりますとおり、本市におきましても、年に数回、それぞれの学校で実施されているところでございませう。やり方につきましては、明石市と同様で、記述というものではなく、選択肢の中から選んでいくという形式でやっているものでございませう。話があったとおり、その中で出てきたものにつきましては、学校のほうでそれぞれ面談等をしながら話をしている、対応するというようなことをしているところでございませう。

○松田委員

先日、北海道でも高橋知事がいじめ防止条例を制定する方針を固めたということが出ていましたけれども、条例をつくったからということではないと思いますが、とにかく皆さんで連携をとりながら、いじめをなくするような学校体制をつくっていただきたいということを念じて、私の質問は終わらせていただきます。

○千葉委員

◎閉校後の学校施設の有効利用について

初めに、一般質問をしております閉校後の学校施設の有効利用について、答弁から確認の意味で3点ほど伺います。

学校跡の暫定的な利活用について質問しております。御答弁では、建築基準法の用途制限や諸経費など、課題があるということを理解したところではあります。私のところに体育館等を利用したいという話があったことも、質問の中で述べさせていただいたのですけれども、若竹小学校と祝津小学校の体育館を利活用するとすれば、現在、どのような課題があるのかということをお聞かせ願います。

○（総務）企画政策室上石主幹

若竹小学校と祝津小学校の体育館の暫定使用についての御質問ですが、まず、若竹小学校におきましては、施設が老朽化している、耐震化されていないということ、2点目が、体育館への専用の出入口がないということもありまして、施設全体の警備上の問題が発生してくるかと考えております。また、一番の要因なのですが、若竹小学校が用途制限の中で、第一種中高層住居専用地域ということで、単独の体育館が建てられないという状況になっております。そういうことで、3月末で学校でなくなった場合、体育館だけを使用することは難しいというふうに考えております。

祝津小学校ですが、同校は施設が新しく耐震化もされていると。体育館につきましても専用出入口があって、現在も開放事業を行っておりますので、警備上の問題はないかと考えております。また、この地域は第一種住居地域ということで、単独の体育館は建てられると。そういった意味では使えるのではないかと思っていたのですが、実は消防法の関係で、これまでは学校などで、学校校舎と体育館を一体で管理しておりましたが、それが体育館だけを単独で体育館と位置づけますと、今度は校舎の部分にそういう消防関係の設備がありますので、切り離さないといけない、そうすると、体育館に独自にそういう新たな設備を整備しないといけないことになることから、現状のままでの使用は難しいというふうに考えております。

○千葉委員

今、いろいろと伺ったのですが、一般質問の中でも、それぞれの学校の方向性について質問させていただいております。今の答弁と重複するかもしれませんが、若竹小学校については建築基準法による建物の用途制限、今、御答弁があったことだと思うのですが、ほかに耐震化や、耐震にかかわる経費、燃料、光熱水費等の維持管理費等の財政負担など、転用に当たっての課題があると。これらの課題について、どういった利活用ができるのか引き続き地域の意見をいただきながら、検討してまいりたいとの御答弁をいただいております。

また、祝津小学校は逆に耐震化されていると、比較的新しい学校であることから、庁内においてどのような活用ができるか、検討を行っているところであり、今後、地域住民や地域で活動している団体等の意見を踏まえながら、活用方法について考えてまいりたいとの御答弁をいただいております。

これは、実際に意見や要望が若竹小学校、祝津小学校それぞれに対して現在あるのかどうかを含めて伺います。今月末に閉校になるということもありまして、その跡利用についてはあまり時間をかけることなく進めてもらいたいという思いもありますので、このお考えについていま一度お示し願います。

○（総務）企画政策室上石主幹

まず、若竹小学校についてですが、昨年、町会役員との意見交換を行いました。その中では、この地域が過去、国鉄とともに繁栄してきた歴史があると、今、その当時からの財産を集めているので、それらを収蔵するスペースを確保していただきたいなどの要望がありました。これらの意見を参考にしながら、ただ、校舎自体がやはり耐震化されていないこともありますので、そういうことを前提としましたら、今後の活用をまとめまして、今後、地域へ説明を行っていきたいというふうに考えております。

また、祝津小学校におきましては、現在、庁内でその活用について検討を進めている状況であります。まず、庁内での考えをまとめまして、その後、地域への説明に入っていきたいというふうに考えております。

○千葉委員

学校適正配置等調査特別委員会でもいろいろと伺っている経緯もありますけれども、なかなか進むようで進まないのかなというのが感想としてあります。祝津小学校に関しては、今の御答弁からも、耐震化もされていて比較的新しい学校だということもありまして、速やかな利活用が望めるのではないかと考えています。祝津小学校における体育館使用について、私自身にも、たぶんほかの議員の方々にも、ぜひ利用させてほしいという要望が来ているのです。その件についてもぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室上石主幹

説明したとおり、今の状況ですと、建築基準法、消防法の関係を考えますと、なかなか難しいというふうに思っております。ただ、その法律の中でこういった解決策があるのかも含めて、関係部署と今後も検討していきたいというふうに考えております。

○千葉委員

用途制限を見させていただくと、学校でなくなることで、これほど厳しく、利活用の幅が狭くなるということがわかりました。そういうことをクリアしながら、利活用をぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

◎職員のコンプライアンスと事務ミスに対する取組について

次に、職員のコンプライアンスと事務ミスに対する取組ということで伺います。

小樽市では、残念ながら平成24年度も職員の不祥事が発覚いたしまして、そのために市長が頭を下げ、市民からのいろいろな苦情が私たちのところにも寄せられております。継続してこの取組をしっかりとやっていただきたいと思っております。コンプライアンス推進室ができて1年がたちますけれども、改めて、現在まで取り組まれてきた研修内容やその参加人数等をお示し願います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

取り組んできた研修ということで、特に今年度新たに取り組んだ研修ということで話をしたいと思います。

今年度につきましては、新たにコンプライアンス研修を単独独自研修ということで起こしました。今回は、受講者は課長職以下の職員ですけれども、この研修については23名の職員が受講しております。それから、この研修の内容ですけれども、委託研修ということで外部に委託いたしまして、外部講師により行いました。それで、その内容としましては、公務員倫理ですとか、あるいはコンプライアンス違反について、公務員の副業ですとか、あるいは公私混同、それから公金横領、それから飲酒運転、こういったことについて、全国での事例を用いて、さらにはグループ討議なども行いまして、事例を検証しております。また、この研修の中で、前例はもう通用しないのだというようなことが受講した職員に対して強く言われております。

今年度、職員研修ということで、さまざまな研修を行ってきておりますけれども、今、一番新しい研修ということで、コンプライアンス研修について話しましたが、このほかに新たなものとして業務改善研修、これはいろいろと事務処理をする上で、工夫してミスのないようにいろいろな仕事を進めていく、そのためのヒントといいますか、そういったものを学ぶということで、業務改善研修も新たに行っております。

また、風通しのいい職場づくりといったことにもつながりますけれども、やはり職員のコミュニケーション能力を高めていくということが、実際に仕事をスムーズに行っていく上で役に立つだろうということで、コミュニケーション研修、今年度につきましては、これら三つの研修を新たに起こしております。例年やっておりますさまざまな研修に加えて行ったということでございます。

○千葉委員

話を伺うと、本当に少しずつ前進はしているのかなと思うのですが、その中でも起きてしまったということで、非常に残念に思っています。新年度、さらに何か新しいものがあるのかどうか、取組も含めていま一度お聞かせ願います。

○（総務）コンプライアンス推進室長

新年度の取組ということでございますけれども、コンプライアンス推進室として取り組んでいるものは、今、話をしました職員研修が非常に大きなものでございます。ですから、今までやっている研修に加えて、新年度は政策形成にも力を入れたいということで、まちづくり研修というものも新たに起こすことにしております。それ以外に、今、話したとおり、これまでやっている研修は当然のことながらきちんと基礎をつけるようにやっていきたいと思

っております。

また、人材育成基本方針の中には、職場研修推進マニュアルが入っていきまして、職場研修にも力を入れるということになっております。これまでもやってきておりますけれども、こういったものをやるに当たって、今まではやってきておりませんが、新年度からはDVDやプロジェクターなどを使ってやれる職場に対して、そういったものを使いませんかと呼びかけをして、DVDも使っていただこうかと思っております。

それから、昨年9月に、コンプライアンスハンドブックを配布しましたけれども、このハンドブックについて、いろいろと派生した事柄と申しますか、関係した事柄と申しますか、そういった問い合わせが幾つか来ております。ですから、そういった内容について、職員に知らせたほうがいいものをセレクトして、今後、新年度に入ってから職員にメールなどで知らせたいと思っております。

それと、不祥事が発生した後の処理なのですけれども、これまではそれぞれの原部で、実際に不祥事が発生しますと再発防止策ということで、それなりの取組をしてきておりますが、やはり原部だけではなく全庁的に広げていく必要があるものがあれば、これはどちらかといいますと、個人的なもの、例えば飲酒運転や児童買春というようなものは別にしまして、組織で対応できるものについては、やはり原部だけではなく全庁に広げる取組も必要ではないかと考えておりますので、そういったことができるものについては、今後、全庁的に広げる取組というものに力を入れていきたいと思っております。

ほかにもいろいろとあるのですけれども、主なものとしては大体このようなことで考えております。

○千葉委員

今、コンプライアンスということで伺いましたけれども、業務上においては、小さな事務ミスから市民に迷惑がかかるような事務ミスも出ております。その中で、職員の意識改革については本当に継続して取り組むことが必要ではないかと感じているところです。今年度、職員課に報告されている業務上の事務事故、ミスの状況について説明願えますか。

○(総務)職員課長

職員課に報告されている業務上のミスということですが、ミスについては、大きいもの、小さいものときまざままあると思うのですが、市民への影響が大きいもの、また、金銭が絡むものについて、所属課から報告を受けております。

○千葉委員

事務ミスや、以前、第3回定例会で聞いたときに、平成22年度に作成された業務事故防止の指針について、周知徹底されているという話でしたけれども、この確認というのは、どのようになさっているのかについても御説明願えますか。

○(総務)職員課長

業務事故防止の指針の措置の確認なのですけれども、指針については、平成22年、全職員に配布しまして、配布に当たっては各部に全職員に周知するよう依頼して、各部から周知しましたという報告を受けております。その後は、例えば庁内の部長会議などで、再度、内容の周知、確認について依頼などを行っております。

○千葉委員

今、こうした話を伺うと、コンプライアンス推進室であったり、職員課であったり、それぞれの取組としてはあるのだけれども、なかなか表に向かって伝わってこないというのが実際のところだと思うのです。こういった意識づけ、意識はなかなか見えませんので、それではどうやって判断するかというと、やはりそういう事務ミスが各部署で限りなく少なくなっていくことが、望ましい姿なのかなと思っております。

それで、民間ベースで考えると、そういう意識づけをどうやって行っているかということ、集中的にノーマスの月間ですとか、運動を起こす期間を定めたりするということで、そういうPRではないのですけれども、市民にも役所

自体がこうやって取り組んでいるという姿を見せたほうがいいのではないかと感じているところです。その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

特別な期間を設けての取組という話だと思うのですが、現在は、業務事故防止の指針に沿って、まずは職場での継続的な確認、運用を優先して行わなければならないと思っております。また、これは当然、年間を通じて取り組んでいかなければならないものと考えておりますので、今は特別な期間を設けて取り組むということは考えておりません。

○千葉委員

全庁的に行うことは難しいかもしれませんが、なかなかその取組が見えにくいということで、見られているという意識が少し欠けてくるのですよね。やはり試行的であっても一部、例えば市民に接する場が非常に多い窓口といったところでぜひ行っていただきたいというのがまず 1 点。

まとめて質問させていただきますが、もう一点、期日管理ということで、昨春、延滞金が発生した大きな事務ミスがありました。今、思えば、本当になぜチェックできなかったのかと思うのですが、これだけシステム的にもいろいろと発達している中で、一時的に自分自身で管理することはもちろんのこと、相手というか、パソコンの中でスケジュール管理をすることで、その日にちになったらこれをやらなければいけない、ということが画面に出るシステムも金融機関などでは導入されておりますので、そういうところも含めて、きめ細やかな取組を進めていただきたいと思いますが、その辺について御答弁いただいて終わりたいと思います。

○（総務）職員課長

システムを利用した情報の共有のことかと思うのですが、今、市のシステムのうち、実際に使用しているシステムについては、市職員がプログラムを組んで使っているホストコンピュータというシステムを使っておりますので、そういう情報を共有できる仕組みをつくることは難しい状況ですが、昨年度から、汎用コンピュータのホストシステムから、パッケージを使ったシステムへの移行を行っておりまして、このパッケージでは、共有できるようなメモ的な機能も実装されているかと思っていますので、運用段階になって使用できるものであれば、情報共有ということで使用していきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 50 分

再開 午後 3 時 04 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○林下委員

◎財政問題について

財政問題について、先ほど北野委員からいろいろと、2,000 万円で財政破綻するかというような話があって、それをもっともな話だなと思って伺ってございましたけれども、この財政問題について質問いたしたいと思います。

振り返りますと、私が 6 年前に初めてこの市議会に出させていただいたときには、小樽市は非常に厳しい財政状態にありました。市民の皆さんからも、第 2 の夕張になるということで、相当厳しい指摘をいただいた時期でもあ

りました。当時の山田市長は、正確な意味では私もわかりませんが、三位一体の改革に抗議して赤字予算を組んだということで、全国的に話題になった時期でもあったと伺っております。それだけに、私たちも財政を悪化させないために、あるいは改善するために、いろいろな課題について、不本意な面はあってもみんなで協力して何とか頑張ってきたというふうに私は理解いたしております。

また我々は、政権与党になっても国の財政再建に先んじて、まず地方の財政を改善すべきだということを強く訴えてまいりました。民主党政権はわずか3年3か月の短命に終わりましたが、小樽市のみならず、全国的に自治体の財政は改善の方向に大きく進んだというふうに言われております。いわばその財政再建のために3年3か月が費やされたと思うのです。

さきの総選挙では政権交代が実現して、自民党の安倍政権はデフレ脱却と経済の再生ということを旗印に、物価上昇率前年比2パーセントを目指す方針を打ち出しました。現在、アベノミクスということで、市場の刺激となって円安株高によって高い支持を受けております。日銀、市場、経済界、学者、マスコミからもあまり批判は聞かれませんし、そういったときに私がこういう話をしても全く説得力がないのかもしれませんが、国家財政が破綻の危機に直面しているということで、この政策については極めて危険なかけではないかと思えてなりません。国は公共事業を拡大し、膨大な借金を増やしながら、一方では地方自治体に交付税の削減などを強行し、いろいろな施策を押しつけるということで、非常に大きな問題だと懸念しております。我々自治体にとって、そういう意味では、かつての三位一体の改革よりも厳しい状況にあるのではないかと考えております。既に、灯油やガソリン、軽油が大幅に値上がりをはじめ、市民生活、経済活動に深刻な影響が出始めております。輸入に頼る原材料も値上げラッシュが始まっているというふうに言われています。現在のところ、円安や株高の傾向が続いていることから、海外からの投資も増えておりますけれども、ギリシャの財政破綻やイタリアの財政破綻危機の教訓から、世界市場の評価がいつ変わるのかということも非常に懸念されますし、アメリカの緊縮財政ということも何か不気味な部分があると思っています。

私はそうしたことから、こうした方針が4年間も続くとすれば、地方自治体の財政破綻危機をまた招くのではないかと非常に心配しておりますけれども、財政当局としてはどういう認識をお持ちなのか、まずお答え願います。

○（財政）財政課長

少し大きな話なのですが、日本経済の行き先は、この政権交代により今後どのような形で、今は円安、株高ということで好調になっておりますが、これがどこまで続くかははっきりと見えないところもございますので、その部分でどういう評価をしていけばいいのかというのは、なかなか難しいところではありますけれども、現段階では、地方においてはやはり地方の経済を回復するという動きの中で、いろいろと施策が打たれておりますので、そういう意味では私たちとしても、今の景気動向が上向くことによって、市の税収をはじめ、雇用環境など、いろいろと改善する部分もあるかと思っておりますので、その辺につきましては、非常に期待しているところでございます。

○林下委員

非常に期待しているということですが、現状で既に物価の上昇が始まっているということで、恐らくデフレからの脱却という方針は成功するのだろうと思いますが、例えば2パーセントの物価上昇の目標ですが、恐らくその目標以上にどんどん物価上昇が続いていくのではないかという思いも現状としてありますし、安倍総理大臣や麻生副総理大臣が経済界に賃金を上げてほしいという要請をしていると大きな記事になっておりますが、既に一部上場企業なども満額ベア回答したなどいろいろと報道されております。

しかし、実際のところ、これが年間賃金という面で見ると、とても物価上昇に追いつかなくなるのではないかという懸念を持っております。例えば、ベアやボーナスのアップができる企業がどれだけあるのかと考えますと、地方にまで波及してくるには非常に時間がかかるのではないかと思うのですけれども、既に理事者の皆さんのほうで、小樽ではこういう動きがあるということをつかんでいけば、お聞かせ願いたいと思っているのですが、こうした政

策を続けている一方で、地方自治体には国並みの人件費の削減を求めて、一方的に交付税の削減をするという極めて矛盾した政策ではないかと思うのですけれども、一方では賃上げを求めながら、一方では人件費を削減しろということで交付税を削減してくるというやり方について、財政当局としてはどうお考えですか。

○（財政）財政課長

まず、賃上げ、影響など、つかんでいる情報ということなのですが、私のほうで特段、個別につかんでいるものはございませんが、市としての事業ということを考えますと、地方経済への波及効果のやはり大きい公共投資を、平成24年度よりも25年度、非常に増額しての予算編成ということになっておりますので、そういう意味では、国の取組による地方の経済の回復ということは期待できるのではないかと考えているところでございます。

次に、給与削減に伴いまして、地方交付税の減額についてでございますけれども、市長からも答弁させていただいておりますが、やはり地方自治体の財政運営というのは、国が指示すべきものではなく、あくまでも地方自治体がみずからの判断に基づいてするものでなければならないというふうに考えております。本市では、厳しい財政状況を踏まえまして、これまでも給与の独自削減など、行財政改革に取り組んできておりますので、地方固有の財源である地方交付税を、地方公務員の給与を削減するための手段に用いるというのは、やはり地方分権の流れに反するとともに、地方の自主性を阻害するというようなものではないかと考えております。

○林下委員

今、いろいろな報道を見ていますと、例えば、国家 I 種といわれる上級職の国家公務員も、地方公務員も、全く平均的な賃金で行動されていて、市民もかなり誤解していると思うのです。今の賃金水準についてもかなり誤解があると思うのですけれども、本来であれば、私たちも民主党政権の時代にそういう批判がすごくありましたから、上級職というか、地方公務員、国家公務員の給与体系はどうか、やはり国民の前に示すべきだと。例えばできる努力、中央省庁の公務員宿舎の建設問題なども一時大変話題になりましたけれども、そういったものも中止するなど、そういういろいろな努力が今、なかなか見えなくて、強いて言えば、上級職の国家公務員も地方公務員も十把一からげに議論されるというのは、非常にまずいことになるのではないかと。ましてや、給与を下げろという圧力と、いろいろな意味で、例えば金利の上昇といったものがこれから起きてくるとすれば、地方公務員がローンを払えなくなるというような事態が本当に起きてくるのではないかと心配しているのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○財政部長

今、給与の問題の話がございました。確かにラスパイレス指数ということで比較はされております。その中で、国家公務員の一般職と地方公務員との比較ということなのですが、国でいう指定職、局長、部長、その上の事務次官などは入っていません。国からすれば、そういう職員が少ないのでそれほど影響がないということなのでしょうけれども、そういう形で比べられております。

もう一つ、委員からありましたけれども、当時、私も小樽市にいたとき、三位一体の改革で交付税が10数億円減ったというのも事実でございます。その年度に赤字になったというのも事実でございます。地方財政の仕組みでは、福祉などはなかなか切りづらいということもありまして、歳入で交付税などが減らされると、歳出を同じ規模にすると、どこを削る、下げるということになると、行き着くところは職員給与費しかございません。職員には本当に申しわけないという部分がございますけれども、ある程度歳出を守っていくのであれば、そういうところに手をつけざるを得ないのも地方財政の仕組みでございます。

国の悪口を言うわけではないのですが、国の場合はそういう仕組みになっておりません。建設国債はオーケーだということなのでしょうけれども、赤字国債は本来だめという形になっておりまして、その中で国は自分たちで法律を変えて、その分の歳入を確保しているというのも現状でございます。

地方財政ではそれは認められません。建設工事をやるのでもそうなのですが、地方債、市債を発行して借りない

とできません。そうなりますと、今は協議制に移っておりますけれども、道から許可をもらわないと借りられない仕組みになっておりました。その中で財政運用をしていくとなると、やはり切り詰められるところというのは、行き着くところは行き着いてしまうというのも現状でございます。

その中で給与の話がされると、市長からも答弁はしてもらっているのですけれども、私も地方公務員の一人でございますから、今さら何を勝手なことを言っているのかと、もともと7.8パーセント削減したのは、東北地方のためということで削減したのでしょうかというのが、確かに私の個人的な思いも含んでおりますけれども、現状ではないかと思えます。

○林下委員

今、財政部長に答弁いただきましたけれども、市長も本会議で、これ以上の給与削減はなかなか厳しいという認識を示したと思っているのですけれども、財政当局としてもそういう考え方でよろしいですか。

○財政部長

市長答弁にもありましたけれども、今回の削減の継続というのは、国から言われたうんぬんではなく、財政部として予算を編成する中でお願いしたという部分でございます。国から今、来ているのは、7.8パーセントの削減とか、それについては交付税の計算上、ラスパイレズ指数や職員数で計算しますという通知も流れております。それは平成25年度なのですけれども、7.8パーセント削減しろという指示、7月以降でしたか、もしそれをしなかった場合、小樽市として交付税などに影響があるのであれば、やはりその部分をもう一度考えなければならぬというふうには思っております。

先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、やはり市税が伸びる予算を組めない、その中で地方交付税が減るという状況になれば、歳出を考えた場合、何をせざるを得ないのか、またその時点で悩みが大きくなるのではないかというのが、今時点の考えでございます。

○林下委員

やはり経済情勢が少しでも好転して、市財政が潤うような環境が生まれれば、そういった心配もかなりなくなるのでしょうかけれども、今までの歴史が示すように、実際のそういう波及効果といいますか、東京は別としても、なかなか地方に波及してこないということで、やむを得ずまた給与削減に手をつけざるを得ないというような、そういうことを今、色濃く答弁されたと思うのです。私はやはり、本当に今まで地方が一生懸命努力してきた、このことだけはしっかりと主張していただきたいと、国に対してもやっていただきたいというのが質問の趣旨でありますから、ぜひその点について御理解いただきたいと思えます。

それで、今、経済情勢が非常に好転しているということで、やがて市場金利が上がるのではないかというふうに言われております。仮に、市場金利が1パーセント上がったとした場合、市債の返還、あるいは市財政にどのような影響が及ぶのか心配なのですけれども、その点についてはいかがですか。

○(財政) 財政課長

金利上昇の部分で申しますと、今後の借入れの分の金利負担で、比較的影響が出るのではないかとこの部分と、年度の中で資金繰りをしていく中で、やはり一時的に資金が足りなくなって市中銀行から調達しなければならない、一時借入れをする部分がありますので、それらの部分の金利が上がると負担が出るという影響があるかと思えます。

また、1パーセント上がったらという考え方でいきますと、例えば平成25年度の当初予算では、62億9,000万円の起債額となります。単純にまだ元利が据え置かれている部分だけで考えましても、1パーセント上がると年間6,290万円の負担増になりますし、償還期間や、借入れがほとんど元利均等という形になっているので、それを何パーセントにするかということで、なかなか影響額を出すのは難しいのですけれども、それでも全体としては6億円何がしというような形で金利負担が増えていく可能性はあろうかと思えます。

○林下委員

金利が上昇するというのは、今後、一番心配な課題だと。市民生活でも、例えば住宅ローンで見ますと、ステップ返済でつまずくということが非常に多かったというふうに言われていますし、今までは、高い金利の時代に借りていた人に対して、借りがえなどのいろいろな方法で救済措置のようなものができた、ところが今、そういうローンを組んでいる人たちが、金利が上がってくると、逃げ道がなくなるという心配もあるわけです。これは自治体ばかりでなく市民生活にも相当大きな影響が出てくると思うのですけれども、そういう面では何か配慮をされるのかどうなのだろうか心配なのですけれども、その点についてお考えはありますか。

○（財政）財政課長

財政部として、それに対応するのにどういうことがいいのか、答えることはできませんけれども、その時々を経済状況を踏まえて、そういう対策というの、場合によっては打たなければならないということで、経済情勢というか、国の状況も踏まえてですけれども、出てくる可能性はあろうかと思えます。

○林下委員

◎公共事業の緊急課題について

それでは質問を変えて、中央自動車道の笹子トンネルで天井板が崩落したということで、緊急の点検、緊急の対策と国も大きく動き出していますけれども、本市においても、建設後、20年、30年、あるいは50年を経過した公共施設、インフラというのは、少なくないと思うのですが、国は、こうした必要な公共事業の予算はつけると言っているのですけれども、今年度予算と関係なく、例えばこういう緊急点検や調査で、そういったものが見つかった場合は、必要な予算は別枠で国が確保するという理解でよろしいでしょうか。

○（財政）財政課長

今、国の経済対策の部分での通知の中では、別枠でうんぬんという形での示され方はしておりませんので、自治体でどういった財政需要が出てきて、それにどう対応していただけるかはわかりませんが、やはり一定程度、国の補助などという形になれば、事前に申請して、それに基づいて採択という形がありますので、急なもので対応できる範囲がどの程度なのかは、私のほうでは現時点で把握できていないところでございます。

○林下委員

質問の趣旨としては、例えば小樽市内においてそういうインフラ整備を必要とするものが、これは建設常任委員会の所管事項にかかわることだと思うのですけれども、どの程度あって、どの程度の予算を組んで、今、対策をやっていますということが基本になって、今後、そういうものが見つければどうなっていくのかということだったのですが、建設常任委員会の所管事項にかかわる部分もありますので、これ以上の話は避けたいと思うのですけれども、ただ本会議の代表質問の中では、インフラの緊急点検ができる技術職が全国的に非常に少なくなっているという、小樽市においても、そういうことに対応する専門職がほとんどいないのではないかと質問されておりました。市民生活の安全を確保するために、そのような職員が確保できなくなっているということで大変なことだと思うのですけれども、小樽市の現状としては、こういった専門職について対応できるだけの体制になっているのかどうか、まず確認したいと思います。

○（総務）職員課長

小樽市の土木、建築関係の職員ですけれども、確かに10年ほど前からかなり事業量が減って、採用を差し控えたときもあったのですが、例えば今年度であれば土木職が4人、建築職が3人、昨年度であれば土木職が5人、建築職が2人と、退職者において補充しておりますので、ある程度は、大幅な事業の増加がない限りは対応できるというふうに思います。

○林下委員

これは全国的な傾向だというふうに言われていまして、地方自治体で専門職が対応できないような事態が起きる

とすれば、点検、緊急点検や調査について、国から専門職を派遣するという記事も載っていました。実態として、今、職員の採用をして、小樽市としては努力しているということなのですけれども、こういった緊急点検、調査について、国の力をかりなければならぬという状況ではないということでは理解していいのでしょうか。

○（総務）職員課長

点検業務などは、直接職員の手でといたしますか、職員自身が直営でやる場合もございますけれども、委託という方法もございますので、今、質問にあったような国の職員の手をかりるという形までは、必要ないかと思えます。

○林下委員

◎閉校後の学校施設の有効利用について

それでは、質問を変えて、先ほどもほかの委員から学校施設の有効利用について質問がありました。同じような趣旨ですが、例えば小樽の場合は屋内の体育施設が少ない、何とかならないのかということで、ずいぶん市民の声があります。もちろん学校開放ということで今まで対応してきたと思うのですけれども、結果として統廃合が進めば、さらに施設が利用できなくなるのではないかと思うわけであります。

それで、例えば法的な問題、あるいは経費の問題、いろいろな課題が確かにあると思うのですけれども、私どもも党派として全国的に、学校跡利用ということで何回か調査にも行ってまいりましたが、それぞれいろいろな工夫をして、もちろん体育館を活用しているところもありましたし、校舎も例えば保育所にする、あるいは老健施設にするなど、そういう例も見えてきたのですけれども、それぞれ地域でいろいろな要望もあつたりするものですから、なかなか地域の要望をすんなり反映した形でできなかったという悩みも聞いてきました。

ですけれども、小樽の場合は雪のことを考えますと、このままいろいろな条件整備に時間をかけていると、ますます使えなくなる可能性が非常に高いのではないかと懸念されるわけです。それで、そういう社会体育施設というのですか、それを何とか拡充していくためには、どうしても体育館の利用について早く判断してもらわないとならないのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室上石主幹

体育館の利用についての御質問ですが、先ほどと答弁が重なるかもしれませんが、今、委員がおっしゃったとおり、施設は使わないとやはり悪くなるということもあると考えております。特に、設備関係というのは、使わないと悪くなりますので、我々としましても、なるべく早い段階で活用方法については検討したいと思っております。暫定の体育館の利用について、先ほどの繰り返しになるのですけれども、建築基準法や消防法の関係で、今のままでの使用は難しいというふうに考えております。ただ、市民感覚といいますか、市民目線から見れば、例えば祝津小学校でしたら、それなりに立派な学校で、学校開放の出入口もありますし、そういうところがなぜ使えないのかというお考えもやはりあると思っておりますので、私どもとしましても、先ほど言った法律の問題もありますので、そういったことも検討しながら、どういった利用ができるのかということもこれから検討はしたいと考えています。

○林下委員

私も非常に難しい課題だとは思っているのですけれども、例えば消防法や建築基準法など、いろいろな制約はもちろんあると思いますが、どう考えても今あるものを壊さなければ何もできないという、法律の趣旨からいっても何か違っているのではないかというふうに、どうしてもそういう法律があつて利用ができないということであれば、全国的にこういう問題が発生しているのですから、何が障害になるのか、その辺の法的な見直しといいますか、そういったことを早急に進めてもらわないと、せっかくの財産がどんどん失われていくという結果になりかねない。

特に小樽市の場合は、先ほど言ったように、社会体育施設としてやるのか、あるいは企画政策室で別な観点から体育館の存続をする、校舎の存続をするという、もっと前向きに市全体でこの財産を有効活用できるようにしてもらいたいというのが私の考え方なのですけれども、法律的な規制などについては相当時間かかるという現状認識ですか。

○(総務) 企画政策室上石主幹

法規制といいますか、まず学校そのものが、児童・生徒を含む特定の利用者が定期的な訓練などを行いながら使用しているということが前提になっているので、そういった意味では、今は安全性の高い施設になっていると、備えるべき設備関係の要件が緩和されている状況になっていると。ただ、それが学校でなくなることによって、不特定多数の方が利用することになりますと、今、言った要件についてハードルがどうしても高くなってしまうと。それで、私どもも、繰り返しになるのですけれども、やはり法の中できちんとした整備をしなければいけないですし、その中で活用も検討しなければいけないと考えています。

ただ、できれば市民ニーズに対応するという一面と、市の財産としての有効活用という意味では、費用対効果も考えながら、この両面は見ながら、検討しなければいけないと考えておりますので、検討に当たりまして、今後なるべく早く、利用・活用方法について検討していきたいというふうに考えております。

○林下委員

私もいろいろな困難というか、課題がたくさんあるということもわかりましたけれども、小樽市全体で何とかこういう施設を、例えば緊急避難施設、不特定多数の人が集まるところがだめだと言われれば、また面倒なのでしょうが、本当に有効活用、名目は別にして、していただけるようによろしく願いをして終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安斎委員

◎新・市民プールについて

先ほど、北野委員から新・市民プールに関しての質問がありましたけれども、先月の教育行政執行方針から、いろいろと今日の議論を踏まえて考えていたのですが、新・市民プール建設は総合計画の前期実施計画にも載っている、その中で、いろいろとこれまで調査、検討されてきたという流れはわかりますけれども、それであれば、多くの市民から陳情もありますので、議案の提案説明、事前に議会や市民にも説明する責任があったのではないかと考えています。あれだけ多くの方からの声があるにもかかわらず、教育行政執行方針で見送るということ述べたことについては評価できますけれども、それまでの経過などを議員から質問があつてから話すようでは、市民のことを軽く見ているし、その署名もあまりにも軽く見て、そして議会も軽視しているのかと考えています。なぜ今回、事前に説明がなかったのかお聞かせいただきたいと思います。

先ほど、北野委員からもありまして、やはりいろいろとじっくりと考えると、事前に見送るならば見送るということで説明があつてもしかるべきだったと思ひまして、今回、質問させていただきました。というのは、ただ単に政策を見送ったのではなく、小樽市の方針、指針となる総合計画に載っているものに関して見送ると、さらに、市民の何万筆もの署名があるという事業に対して、財政的な問題で見送るという判断に至った経緯、そして至ったことに関して事前に我々にも説明する責任があつたのかと考えているのですけれども、その必要はなかったということであれば、そのようにお答えいただいても構わないのですが、これに関していかが思われるか、見解をお示しいただきたいと思います。

○教育長

今回の教育行政執行方針に至るまでの経過でございますが、一つは、教育委員会としては、予算要求という形を、その場面を通じて、この施策について市全体としてどういう方向で行くのかと、そのきっかけづくりといいますか、予算要求を通じて議論したと。その結果、2月前半に市と教育委員会が相談した結果、市全体の財政状況もありますし、教育委員会内部のさまざまな施策の取捨選択があつて、相談した結果、当面見送りましょうということになったわけです。それが決まったのが2月初めぐらいで、その後すぐに各党派議案説明があつたと。ところが、各会

派議案説明のルールが、たぶんこれから変わっていくのだろうと思うのですが、教育行政執行方針が平成23年6月の第2回定例会から始まったということがありますから、市長の提案説明ということに対しての各会派議案説明ということでしたので、これまでは教育委員会がその場に、自民党の議案説明には入っていましたが、そのほかの会派には入っていないというルールがあったのだろうと思います。教育行政執行方針を述べるのであれば、当然、各会派議案説明における教育委員会の重点事業の説明ということも、今後、ルールとして考えなければならぬと、そのことに関しても今後、市長部局と進めていかなければならないと思っています。そういう一定のルールがまだ確立していなかったということで、会派説明が終わった後に市民に言う場面がないと、期間がないということで、教育行政執行方針を議会に表明することによって、議会と議論していくという形式をとったために、結果として遅きに失したということがあるかと思いますが、現実的にそういう時間的な流れの中で、教育行政執行方針で私どもの方針を説明するということになったということですので、市民から要望があったことについて、決して軽視ということではなくて、議会にこのように提案説明をすることで、私どもの考え方の意見表明をして、御議論いただくという方法になったことをぜひ御理解いただきたいと。今後、内部的に市長部局と今後の進め方などについても、議論させていただきたいというふうに考えております。

○安齋委員

この場で議論する話ではないかもしれないのですけれども、私もまだ議員になって2年もたっていないのですが、自民党にだけ教育委員会が議案説明に入っているというのは初耳でして、なぜそのような差を生んでいるのかと、そうであれば、先ほど、北野委員から質問があったように、自民党だけは見送るという話を知っていたのかということにもなってしまうので、それについてはまた今後の別の機会に議論させていただきたいと思っております。

それでは、新・市民プールの中身について議論させていただきます。

先ほどは建設費についていろいろと質問があったと思うのですが、建設費の1年当たりの償還額、約2,000万円で財政破綻うんぬんという話がありましたが、それだけではないと思っています。というのは、プールを維持・管理するときのランニングコスト、これまで再三、教育委員会からランニングコストも含めて検討しているという答弁がありましたので、まずはこのランニングコストについて伺います。

まずは、室内水泳プールのときのランニングコストと、現在の高島小学校温水プールのランニングコストについて、数字をお聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）生涯スポーツ課長

駅前にありました室内水泳プール、閉館前の3か年で、平成16年度、維持管理経費、人件費、需用費、役務費、委託費等を合わせまして5,100万円、端数は省略しています、17年度は5,400万円、18年度も5,400万円、それに対しまして高島小学校温水プールは直近で、21年度、22年度、23年度の維持管理経費、これも人件費、需用費、役務費、委託料等を入れまして、21年度は3,070万円、22年度は3,200万円、23年度は同じく3,200万円となります。

○安齋委員

この維持管理経費の中で最も高い部分、一番ネックになる部分はどこになるのかお示しいただけますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

基本的には人件費、報酬と、業務の委託料が一番を占めております。

○安齋委員

これまでの議論の中で、単独施設であれば建設費が高くなり、複合施設であればそれよりも若干安価になるという話はありませんでしたが、この維持管理費について、ランニングコストについて、単独施設の場合と、複合施設の場合、どれぐらい違うのか、もしわかればお聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）生涯スポーツ課長

単独で行った場合、運営の仕方にもよるのですけれども、最近の事例でいきますと、指定管理者制度を導入して

いるところが非常に多くなっています。その中で、単独施設ですと、そのものに全てかかってくるという形でコストが少し上がると。複合施設になりますと、光熱水費や、清掃など委託経費等も含めると、プールができますから、その分安くなるという見方がございます。

○安齋委員

細かい数字はお持ちでないのですね。これまで他都市の事例などを調べた中で、そういうものが出ていけばお聞かせいただきたいのですけれども、なければいけない結構です。

○（教育）生涯スポーツ課長

道内をいろいろと調べてきております。その中で、直近で単独で営業しているプールでいきますと、苫小牧市沼ノ端スポーツセンターにプールがございまして、その維持管理経費として、平成23年度の実績で3,600万円かかっております。それと、帯広市の併設の学校プールでいきますと、規模が違うかもしれませんが、23年度の実績で3,800万円と少し高くなっている部分はありますけれども、大体3,000万円から4,000万円の間で単独施設も学校併設のプールも推移しているということになっております。

○安齋委員

単独も複合も、変わらずに三、四千万円ぐらいはかかってしまうということですね。では、建設費に……
（「ランニングコストに違いが出るから併設すると説明したではないか」と呼ぶ者あり）

○委員長

先ほど、5,600万円何がしと……

（「いや、金額はともかく、管理・運営の経費で併設のほうが安いということになったでしょう。違うのか。同じなのか、そうしたら。プールの答弁にちゃんと整合性を持たせてください。委員長、ちゃんとやってください」と呼ぶ者あり）

○教育部参事

いろいろと資料はあるのですが、手持ちのところでは、場所が違いますが、登別市民プールというところがあります。ここでいきますと、平成23年度の数字ですけれども、8,300万円ほどかかっております。それから、美唄市の温水プール、単独プールですが、それでいきますと、23年度は6,000万円ぐらいということになっております。それから、先ほどの沼ノ端スポーツセンターなのですが、これについても歳出については約6,600万円、これも23年度です。ですから、学校プールでいくと約3,000万円から4,000万円ぐらいの間の維持経費だろうとは思っています。それから、単独でいきますと、今言ったような施設の規模によっても違うのですけれども、より割高にはなってくると。こういうことなので、今まで答弁していたとおりの数字にはなっております。

（「同じではないということでしょう」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

それであれば、わかるといいますか、これまでランニングコストを計算して複合施設ということで検討してきたというのわかります。

私が言いたいのは、建設費は借金など、いろいろな方法ができて、当初分は若干低くなって、それから年間ごとに1,000万円、2,000万円ぐらいかかると、ただ、それぐらいで破綻するような財政ではないと私は思っていますので、それ以外にかかるのがやはりランニングコストで、ランニングコストについては借金ができないので、単独で市から出さなければいけないと、たぶんそこが一番ネックになっているのだろうと思っています。これを実際にどうするのかというところで、複合施設ということで今回、検討した結果、上げられなかったということになるのでしょうか、今後、先ほどの答弁でありましたが、後期実施計画に盛り込む前提で、新年度、いろいろと協議されるということですが、やはりランニングコストを含めて、複合施設として考えていかれるお考えなのか、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長

これまで、最初の計画で、前期実施計画に載せたベースで言えば、土地については約5,000平方メートルということで考えていたわけですが、現実的に今の市全体の財政を考えれば、又はランニングコストを考えれば、また、これまでの利用形態、何人ぐらいが利用するのかというシミュレーションなどしながら、学校プールとして併設するという方法が、今の小樽の規模を、規模というのは財政規模、大きさ、利用人員、それらを総合的に考えれば、学校プールとして建てて、それを市民のプールとして活用していく、そのほうが一番効率的でもあるし、身の丈に合った施設ではないかというふうに現時点では考えておりますので、今後もその方向に沿って検討していくというふうには今のところ考えております。

○安齋委員

ランニングコストのほうもネックになっているところをしっかりと説明しないと、建設費だけで断念したというような記事も出てしまったりしています。そこは、市民団体から多くの声が出てきていますから、丁寧に説明する必要があると思っています。建設費だけが圧迫するというのであれば、先ほどの北野委員と同じような見解になってしまいますし、そうであれば、ほかの施設の建設費をもっと安くしてプールを建ててくれというような話になってしまいますから、つくったのはいいけれども、管理がいろいろと問題なのだというところもしっかりと説明していただきたいと思います。

それで、本会議での答弁の中で、山手地区に複合施設として考えていたという話がありました。これまで学校再編の動きを見据えながら考えていかれたということなのですから、教育委員会のスタンスとしては、この中心といいますか、小樽公園の周辺で考えているというスタンスは変わらないと思っていますが、学校との複合が今回、難しくなったということは、今後、また違う形で複合の方法を考えていかなければいけないと思います。これは、今後、新年度に協議していかなければいけない内容であると思うのですが、もし、こういった可能性があるということを思っていらっしゃるのであれば、御説明いただきたいと思います。もし、それもまだ白紙の状態だということであれば、そのままお伝えいただければと思っています。いかがでしょうか。

○教育部長

今回の検討の経過の中で、複合施設によって、イニシャルコストとランニングコストの節減ができるのではないかと議論を進めて、教育委員会としては進んだわけですが、その中で、利用者の利便性を考えれば、やはり中心部というのは外せない要点だと思います。ただ一方、公有地、特に市有地ということで言えば、おのずから制限があります。また、民地を買うということはなかなか難しいと思います。しかし、市有地、あるいはそれ以外の公的な施設など、もう少し広範囲に広げられれば、検討の素材にはのるのではないかと今の段階では考えていますけれども、これにつきましては、まだ今後の議論だろうと考えています。

○安齋委員

私たちが陳情に賛成しているわけですので、これからも早期建設を訴えていきたいとは思っていますが、こちらとしても何かいい案があれば、教育委員会に提案させていただいて、ともに前向きに建設に向けて議論していければと思っています。

◎学校給食共同調理場について

次に、資料要求させていただきました学校給食共同調理場なのですが、今回、新・市民プールについて、ランニングコストの話をさせてもらったのですが、学校給食共同調理場の管理運営費を見ていくと、オタモイ共同調理場と新光共同調理場の二つのときよりも、学校給食センターのほうが、管理経費が高くなっているという数字になっているのですが、これについてまず御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）学校給食課長

両施設を合わせたものと学校給食センターの管理経費との差額についてでございますけれども、現在、稼働して

おります新光共同調理場、オタモイ共同調理場につきましては、稼働を始めてからいずれも40年前後、オタモイ共同調理場に至っては40年以上ということになっております。ですから、その当時と現在の衛生管理基準が大きく異なっているということがまず一つ挙げられます。文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づきますと、調理場内の温度、湿度を、温度25度以下、湿度80パーセント以下に常に保っていかなければならないことがございますが、現在、両施設には空調の設備や、床を乾燥させる設備といったものがございません。それらを運転するための光熱水費といったものが、まず現状の施設よりは増えることが挙げられます。それから、学校給食センターには、排水処理、場内の排水、場内調理作業中に生じた食べ物のかすなどを排水処理施設で一括処理した上で放水するという設備がございます。そういったものが現在の施設にございませんので、そこにかかる光熱水費が増加するという要素となっております。

○安齋委員

資料要求ということでメモという形で出してもらって、先ほどじっくりと見てみると、おっしゃるような燃料費や光熱水費が一体どれだけ増えるのか、管理経費がどれだけ上がるのかということを見比べたいのですが、平成24年度、25年度になると管理経費の中に光熱水費、燃料費が全部盛り込まれていて、全くそれを見ることができない資料になっているのです。予算書にもそうなってしまっていて、それについてこれから議論していきたいと思っておりますが、この資料では少し不便でありまして、まず、なぜ燃料費、光熱水費を一緒にしたのか、そして、その内訳を出しているのであれば、お示しいただきたいと思っております。

○（教育）学校給食課長

管理経費につきましては、予算説明書がこのように一本立てになっていることから、このような資料になってしまったのですけれども、現在、手持ちの資料で、光熱水費は、学校給食センターにつきましては約3,180万円となっております。

○安齋委員

そうすると、温度管理等の問題で1,000万円近く光熱水費が上がると見ていらっしゃると。今、ざっと計算したところ、平成23年度の決算ベースまでしか光熱水費が出てこなかったものですからそれを足して、示してもらった3,180万円を計算したら、1,000万円近く高くなっていると計算できたのですけれども、そういう計算になっているのか、それとも私の計算が違ってそれほど上がらないということなのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）学校給食課長

平年ベースで申し上げますと、学校給食センターは8月からの稼働となっておりますので、通年ベースでこれまで積算した資料で答弁させていただきますと、300万円ほど増額になったと試算しております。

○安齋委員

そうすると、光熱水費で上がるのは300万円ぐらいで、衛生管理基準に合わせるための場内の施設についてお金がかかってくると考えてよろしいですか。

○（教育）学校給食課長

ほかに施設関係の各種法定点検、あるいは空調の夏冬の切替え、そういった設備に関するもので増額しているというふうに理解していただいて結構です。

○安齋委員

増額した分で子供たちに安全・安心な給食を送り届けられるのであれば、それでいいかなと思っておりますけれども、二つを一つにして効率化を図ったにもかかわらず、新市立病院の話になってしまうのですが、経費を圧縮した、一方で、学校給食センターでは経費が増額しているということであれば、素人目線であれば、それと話がかわってくると思うのですけれども、衛生管理基準が変わっていると、40年前の施設よりも高度な料理ができるという話でありますので、私としては、今後、学校給食センターでは献立が増えるという話もありますので、運用し

てからまたいろいろと議論していきたいと思っています。

なぜこの質問と、先ほどの新・市民プールの質問をしているのかという、ランニングコストで削れるものは削って、できれば、新・市民プールの分はできるかなと思ったのと、ほかの部分で削れるところは削っていききたい。市長提案説明の際に、これからハードはつくるけれども、ランニングコストの部分で削って少しでも財政への負担を減らしたいという話をされていまして、この資料だけではなかなか学校給食センターの部分が見えないのですが、今後もそういった、ハードを建てたけれども、ランニングコストが高いという話にならないように、十分調査、研究していつてもらいたいと思っています。これは私からの要望で、今後、いろいろと勉強させていただいて、質問いたしたいと思っています。

◎小・中学校の観光教育について

次に、小・中学校の観光教育についてなのですが、まず、今年度、色内小学校で取り組んだ観光教育といえますか、おたる案内人ジュニア育成プログラムの概要と、導入するに至った経緯、そして、導入した後の児童の変化及び成果をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室石山主幹

色内小学校で取り組んでおりますおたる案内人ジュニア育成プログラム事業についての御質問に答弁いたします。この事業につきましては、これまでおたる案内人を育成、養成してきました小樽観光大学校が、NPO法人歴史文化研究所に委託した事業でございます。この事業について色内小学校における取組の打診がございまして、色内小学校では総合的な学習の時間を使いまして、社会科等では児童は副読本を使いながら、ふるさと小樽のことに、地域のことに学ばせているわけですが、小樽のことを教室で学ぶだけではなく、やはり実際に見て聞いてふるさと小樽への愛着と社会性を育むという目的で実施しているものであります。

これにつきましては、昨年度より5年生に対して実施されているものでございます。そして、今年度の5年生も勉強しております。5年生は6年生になっておりますので、要するに色内小学校の現5年生、6年生が取り組んでいる学習でございます。主なあらましを言いますと、博物館の学芸員などを外部講師に招きまして、実際に例えば旧日本郵船株式会社小樽支店に出かけて、いろいろなレクチャーをいただきながら学ぶといったことを年間を通じて行っております。

また、その中で特徴的なこととして、おもてなしの心というものを大事にしていくというプログラムがございます。客を迎えるときの礼儀や言葉遣い、身だしなみといったことについても学ぶ機会があるということです。

そういうことを通しまして、1年間実践してきた成果ということでございますが、児童の感想を校長から聞いているところなのですが、今までにない経験、言葉にできないような緊張感、それを味わうとともに、案内人ということで、観光客と触れ合いながら案内できたということで非常に満足を得たということ、それからこれは母親からの感想なのですが、家族で近くの施設に行ったときに、子供から説明を受けたと、今までそのようなことはされたこともないし、自分の子供がそれほど詳しくふるさと小樽のことを学習しているということを知らなかったと、そういうことで、非常に子供の成長を感じる機会になったということで、大変いい活動だというような御感想もいただいていると校長から聞いているところでございます。

○安齋委員

小樽市は観光都市宣言をしております、観光にずいぶん力を入れて、新年度の予算にしても、観光にかなり力点を置いて投資しているわけなのですが、ハードをばんばんやって、それで美しい観光都市になれば、どこのまちでもやっていることだと私は思っています。やはり一番大事なのは市民の意識であると、ある程度大人になってしまった方に急に、観光都市ですからおもてなしを、迷っている人がいたら案内してください、などとなかなか改善できないと思うのですが、小さいうちからそういった観光やまちの歴史、そういった意識づけをすることが、今後の小樽の観光都市としての発展に寄与するものと本当に思っております。

ひとつ事例を伺ったのが沖縄県で、あそこも観光で有名なところなのですが、あそこは県としてそのまちの小学 4 年生に観光教育というカリキュラムを設けて、優秀な児童はリゾートホテルの見学に行ったり、接客マナーを学びにそのリゾートホテルで働いたりして、まちぐるみでそういった取組をしています。

今回、色内小学校でこういうことができたということで、ほかの学校でもできるはずであると思いますし、小樽市全体でそういう取組をすれば、かなりのベースアップになり、子供が観光のことを意識して家に帰って話す、そうすると、保護者にもまたいい影響が、このようなことを勉強しているのかと、子供たちがやっているのだったら私たちも勉強してみようかという、いい波及効果がどんどん広がってくると思います。

今回、色内小学校で導入し、かなりの成果が上がっていると、私も実際に見て思っています。これを色内小学校だけではなく、やはり全市的に広げていくべきだと思っていますが、小樽市教育委員会として、今後の計画といますか、展望をお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室長

教育委員会としては、ふるさと教育という視点なのです。その中では、自分が生まれ育った小樽の歴史や文化について理解を深めるということ、体験活動を通じて望ましい勤労観や職業観を育てるということ、地域の人材など教育資源を活用して特色ある道徳教育等を推進するという、この三つのねらいがございます。

今、委員は沖縄県での取組についておっしゃいましたが、今回の取組については、実はもともと、山形県遊佐町に旧青山本邸がありまして、そこを訪れた歴史文化研究会の方が本市に戻ってきまして、小樽でもそれができないのかということから話があったと、子供たちがそういう総合的な学習の時間で取り組んだということを見て話があったと聞いております。

観光都市宣言をしておりますけれども、ふるさと教育とあわせながら進めていかなければならないと思っております。ただ、全ての学校といたしましても、立地条件がございますので、指定歴史的建造物がある地区、そうでない地区があります。ただ、ふるさと教育となりますと、どこのふるさとでもそれぞれ特色がございますので、そういうものを大事にしながら進めてまいりたいと思っております。

○安齋委員

ずっと教育部長に要望しているのですが、手宮地域であれば学校が、学校再編の後になりますけれども、小・中学校が 1 校ずつで、高校も近くにあると、そこで小・中・高の連携ができるのではないかと、よりよい教育を目指してほしいという話をしてしています。色内小学校の校区の一部も今後手宮地区統合小学校の校区に統合されます。このいい事例を手宮地域に持って行って、この地域には小学校、中学校、高校、そして小樽商大の樽っ子学校サポート事業もあるわけですから、ここで連動して、観光教育について、小学校ではこれを学び、中学校、高校、大学ではどうするかという連動を持った教育にしていきたいと思っております。

その点で、今日借りて持ってきたのですが、おたる案内人ジュニアという、歴史文化研究所の皆さんが小学生に向けてよりわかりやすく、読みやすくした小樽の歴史についてのテキストをつくってくれました。これは非常に子供たちにわかりやすくいいとは思いますが、一方で専門的な用語も多いのです。これは小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金の 30 万円を使って取り組んでいるのですが、できればこういったところを、教育委員会としてこれから観光教育を発展させていきたいというお考えであれば、大学生や高校生が教員と一緒に、小・中学生向けのテキストをつくるなど、そういった可能性も広がるのではないかと考えています。

今回、これは歴文研の人たちがつくっているため、やはり専門的なことが多いので、日常、教育している方々と一緒に、簡単なテキストをつくって、そのモデルをつくって、そこでカリキュラムを通して学んでもらうという方向がよろしいかと思うのですが、これについて御見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

○（教育）指導室長

今、委員から御紹介いただいた件ですが、非常に参考になることかと思っております。確かに色内小学校で今年取り組んだことも、かなりのカリキュラムをやりまして、本当に専門的な言葉をたくさん、それを子供たちが自分たちの言葉でどう説明するか、かなりの時間かかっているということがありました。それが全ての学校でできるかどうかということは検討しなければならないことですが、非常に参考になることだと思っておりますので、今後、いろいろと検討させていただきたいと思っております。

○安斎委員

◎スキー授業及び雪あかりの路の期間中の美術館の取組について

次に、スキー授業と雪あかり期間中の美術館の取組について、1本ずつでまとめて質問させていただきます。

スキー授業についてなのですが、今年度、ボランティアとして小学校のスキー授業を手伝わせてもらいました。もともと高校のときからインストラクターをやっているものですから、スキーを教えるレベルについては、教員よりも少しはいいだろうと自負しているのですが、やはりそれと学校教育とはまた別物なので、なかなかリンクするかどうかはわからないのですけれども、スキー場で教員が取り組んでいる様子を見ると、子供たちは楽しそうにスキーをしている、しかし、技術を細かく教えるという感じではないと見受けられました。小樽はスキーのまちですから、やはり今後、自然を使った教育を充実させていただかないといけないと思っておりますので、プロスキーヤーなどに教員と一緒に教えてもらって、子供たちのスキー教育の向上を図るという取組をしてほしいと思っております。

その中で、聞いた話ですが、ある中学校では天狗山のスキースクールに委託して、プロの指導者にスキーを教えてもらったと。やはりプロの指導者がやると、最新の滑りやうまくなるコツなども細かく教えてもらえるというメリットがありますので、今後、予算のことがあると思うのですけれども、そういったところを充実させていただきたいと思っております。これは要望ですので、後ほど御答弁いただければと思います。

次に、雪あかりの路の期間中の美術館の取組についてなのですが、今年、雪あかりの路15回を記念してギャラリーをオープンさせていただきました。美術館には大変御協力いただいて、多くの方にギャラリーを見ていただきました。

ただ、そこで1点少し不思議に思ったのは、美術館や文学館として来館者を増やしたいという思いで運営しているはずですが、雪あかりの路の期間中、人がいっぱい来るときに、月曜日と祝日の翌日である休館日を、ふだんどおりそのまま振り替えて火曜日、水曜日が休館になっていたと。せっかく雪あかりの路の期間で人が来ることなので、できればその期間中は開館して、雪あかりの路が終わった後に休館するというようにするなど、少しでもまちにあるイベントなどを活用して、美術館や文学館の来館者を増やして、もっと小樽の文化を発信していくほうがよろしいかと思っております。それについてお考えをお聞かせいただいて、私の質問は終わりたいと思っております。

○（教育）指導室石山主幹

まず、スキーの外部講師についての御質問に答弁します。教員だけでスキーの授業について効果的にできるのかという部分では、かなり課題があるということで、学校のほうで、これも何度か話をさせていただいているところですが、外部講師を頼んでやっているところはたくさんございます。その実例を話しますと、退職校長会の方に来ていただいてやっていると。ただ、退職校長会も高齢化などのいろいろな問題があるということも聞いているところでございます。

委員がおっしゃいましたインストラクターの活用についてなのですが、調べましたら、中学校で今年度、2校が活用していると聞いております。2校につきましては、ただというわけにはいきませんので、PTAの御協力の下、PTAの会計から支出しているということです。退職校長会等のボランティアの方々の活用よりも2倍ぐらいお金がかかるということでございますので、なかなかそう簡単に普及させることは難しいのではないかと思います。教

員も、スキーのインストラクターにはもちろん及びませんが、2回、2日間にわたりまして、我々が主催する教員の研修会を通して、必ずみっちり経験と技術を積みまし、また、伝統ある小樽スキー学校の講師になるに当たりまして、スキーの講習会もございませ。そういう機会を通して、技術を磨いているところでありませけれども、委員がおっしゃるように、やはり人手が足りないという部分もありませし、技術の部分については自分たちで研さんを積んでいかなければならないということございませ。インストラクターの活用につきましては、やはり保護者の負担増につながるということもありませるので、この辺はいろいろと慎重に検討していかなければいけなことを考えておりませ。

○（教育）美術館副館長

文学館・美術館ということで答弁させていただきます。

まず、文学館・美術館多目的広場がちょうど雪あかりの路の会場の一部になっていることございませ、今回ですとミュージアムコンサートや夜間開館など、そういった意味で積極的に取組を行っているところございませ。

委員からの御質問の振替休館のことについてでありますけれども、条例規則上は月曜日の休館日に祝日がありませと、火曜日、水曜日が休館日となってしまうございませが、過去の例ですと、ゴールデンウィークなわけですが、振替の休館日に臨時で開館したということが何度もございませ。雪あかりの路の期間中につきませても、可能性はあるものというふうにおもっております。ただ、職員の勤務態勢などの問題がいろいろございませるので、何とか前向きに考えていけたらと思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、自民党に移ませ。

○上野委員

◎津波シミュレーションについて

まず、防災について質問させていただきます。津波のシミュレーションについて先ほど、ほかの委員からも御質問がございませしたので、重複しない部分を質問させていただきます。

津波のシミュレーションにつきませ、私の記憶では、津波の浸水予想について、道で新たに予想して、今年度、新しい予想があれば、その予想に基づいてマップをつくって、全戸に配布するという話が昨年あったと思ひませ。今回つくられる津波のシミュレーションでございませけれども、道の間報告があったと聞いておりますが、確認の意味も込めませ、シミュレーションがどのような浸水予想図を基につくられているのか、まずお聞かせください。

○（総務）小濱主幹

来年度つくるシミュレーションの浸水予想図の基ということなわけですが、こちらについては現在、道の津波浸水予測図のデータを使って作成することとしておりませ。

○上野委員

それでは、道で今、浸水予想について結論が出ていない状況なのか、それとも、新たな浸水予測図についての検討がされているのか、もう一度お聞かせください。

○（総務）小濱主幹

道の浸水予測図の見直しの状況などについてなわけですが、道では昨年4月から、北海道日本海沿岸の地層に残っている津波の堆積物の調査などを行って、津波の浸水条件の点検作業を実施してきたところだ。昨年11月に、日本海沿岸の津波浸水想定点検・見直しについてという中間報告を公表しませ、本年1月、道から説明がありました。それによりますと、現時点では見直しにつながる十分な津波堆積物のデータは得られておらず、見直しにつながる十分な科学的根拠はそろっていないと、現行の津波浸水予測の想定レベルは変更しないということ

ございました。なお、今後、国においても日本海沿岸での検討を開始する予定となっております、それらも踏まえ、知見が充実した段階で改めて検討することとありました。なお、最終報告については、年度内に出す予定であると伺っております。

○上野委員

今の御答弁を聞きますと、要するに道で浸水予測図は変わらないという答えが出たので、従来どおりというか、今まであった浸水予測図を基に、シミュレーションをつくるということによろしいですね。

先ほど、年度内に最終的な結論を道が出すということでしたが、昨年、津波に関しまして浸水予測が変わる可能性があるということで、津波ハザードマップを暫定的に配布していると思うのですが、最終的に変わらないということで、もし変わらなければ、その最終的な市民への報告や告知についてはどういう形でお考えになっているのか、お聞かせください。

○（総務）小濱主幹

道の予測が変わらなかった場合の周知ですが、昨年、ハザードマップ配布の際にも、沿岸部の町会を通じて配布して、そのときの説明会でも、道の見直しについて説明しておりますので、今まだ中間報告ですので、最終報告が出て、結果が出た段階で、町会等を通してまた浸水予測図の変更がなかった旨を周知していきたいというふうに考えております。

○上野委員

来週の月曜日は3月11日で、東日本大震災から2年がたつわけでございますけれども、津波の記憶も、やはり小樽のようになかなか災害がない地域では、風化している可能性もございますので、浸水予測が変わらなかったとしても、津波ハザードマップも含めて、予測図内の地域には既に配布したと思うのですが、予測図で想定されていない町会等にも今後、従来どおりのものでも配布をぜひとも検討して、また、ハザードマップが出たときにももう少ししたらいいのではないかと議論が昨年の予算特別委員会でもなされていると思いますので、それも踏まえて、よりよいハザードマップをぜひとも各戸に配布して、防災に関する注意喚起を持続していかなければ、本当にいざ災害が起きたときに、意識がないとやはり動きも鈍いかなと思いますので、その点は浸水予測図が変わらなかったとしても、今後、御検討いただければと思います。

◎津波避難所等標識板について

次に、避難支援事業に関しまして、津波避難所等標識板についてお聞かせいただきたいと思います。平成25年度から3か年計画で標識板を設置していくということですが、まず25年度は、運河周辺に設置するということですが、運河周辺というと広いと思うのですが、具体的にどのあたりに設置されるのか、範囲をもう少し具体的にお聞かせいただければと思います。

○（総務）小濱主幹

運河周辺地区での看板の設置、範囲ということですが、現在、具体的な場所については決定していませんけれども、今の津波ハザードマップに示されています浸水予測区域である色内埠頭公園のあたりから、運河の散策路、その浸水区域の中と、その周辺の影響のある地区ということで考えております。

○上野委員

今の御答弁をいただきまして、この辺は観光客がよく訪れる地域でありますので、この標識板に関しても、デザインというか、中身に関しましても、運河のまち並みに合ったものであってもらいたいですし、あるいは観光客でありますので、日本人だけではなく、中国の方、韓国の方、いろいろな方が来られると思うのですが、そういう方々に対してどのような検討をして標識板を考えているのか、考えがございましたら、お聞かせください。

○（総務）小濱主幹

看板についての景観や外国人の方への配慮ということなのですが、平成25年度に設置を予定しております運河周

辺については、歴史景観区域にもなっておりますので、設置に当たりましては、景観への配慮について関係課とも協議して行ってまいりたいというふうに考えております。また、観光客、外国人の方については、看板に記載します津波避難所を表すマークなどは、津波に関して国際的に統一されたデザインがありまして、それを使用することとしております。なお、言語につきましても、外国語による表記も行ってまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

観光地でもございますので、そういう部分に配慮していただいて、いい看板をつくっていただいて、本当に防災に貢献できればいいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いたします。

◎事務事業評価について

次に、事務事業評価について質問させていただきます。

代表質問でも事務事業評価の質問がございましたけれども、改めて、昨年いただいたスケジュールを基にすると、一次評価の依頼が8月から始まって、11月初旬には見直し案を提出して、平成25年度予算の編成に間に合わせるようなスケジュールがされていたと思うのですが、実際今、どのような形になっているのか、そして、昨年度から始まって、どのようなスケジュール、この時期にこういうことをやっていたという、その経過をお聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

スケジュールについてでございますが、今、話がございましたけれども、8月上旬に各部の一次評価ということで評価調書を作成させております。そもそもが、というふうな部分ではないのですが、今回の試行に当たりまして、その制度の設計といいましょうか、調査票の作成、様式も含めまして、そのあたりで少し時間を要したということもございまして、多少スタートが遅れたという認識は持っているところでございます。その後、12月中旬から予算のヒアリングが始まりますので、その前までに、今、委員からありましたけれども、結果を取りまとめ、それを予算に反映させるというスケジュールを組んでおりましたが、いろいろと評価を進める中で、評価に時間を要したということがございまして、結果的には予算のヒアリングまでに取りまとめが間に合わず、予算の編成と評価の作業が並行して走るという状況になったということでございます。

○上野委員

現在はどういう状況なのですか。事務事業評価は終わっているのでしょうか。今、延びたという、並行して走るようになったという御答弁をいただいたのですけれども、具体的には一次評価の内容チェック、見直し案も含めて二次評価の部分だと思うのです。それが何月ぐらいに行われたのか、終わっているということならば、今、終わっていますけれども、行われ続けているのならば、たぶんまだ行われているかと思いますが、そのところを聞かせてください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

12月上旬、これは本当に予算編成のすぐ前の時期になりますけれども、この前あたりまでに庁内の総合評価ということで、企画政策室、財政部も入る中で評価調書を点検し、二次評価の案をつくったところでございます。その評価の案をもちまして、予算編成のヒアリングに臨みまして、そのような内容をできるだけ平成25年度予算の編成に反映させる形で取組を行ってきたというところで、現在、最終的な評価結果の取りまとめ、予算編成の取りまとめ、そのあたりを行っている最中ということでございまして、最終的な結果の取りまとめについては、もう少し時間をいただきたいと思っております。

○上野委員

二次評価以降、最終的な取りまとめが大分延びていると、まだ続いているという認識でいいのですね。

それでは、その最終的な取りまとめですが、いつぐらいまでに取りまとめられる予定なのか、お聞かせください。

○(総務)企画政策室薄井主幹

冒頭にも申し上げましたけれども、本来であれば平成24年度の試行ということで、予算にも確実に反映させながら、今年度中の取りまとめということで考えておりましたが、それが延びていると、遅れているという状況でございます。遅くてもこの後、また作業も進めてまいりますけれども、第2回定例会までには取りまとめていきたいという考えでいるところでございます。

○上野委員

第2回定例会までというところと6月ぐらいでしょうか、それまでに取りまとめられるということなのではございますけれども、先ほど、見直し案と予算編成が並行して走ったということでしたが、今回、試行として行われた事務事業評価なのでございますけれども、どのような形で予算編成に、少し参考になったのか、全くならなかったのか、取り込まれたのか、取り込まれなかったのか、そういう部分についてお聞かせいただければと思います。

○(総務)企画政策室薄井主幹

二次評価の案ということで、予算のヒアリングにも同席させてもらいまして、その辺の反映に努めてきたところでございます。まだ最終的な結果を取りまとめておりますので、確定で何件という話はできかねるのですが、今、取りまとめている中では、15件程度、何らかの形で平成25年度予算に反映させられたのではないかと整理をしているところでございます。

○上野委員

ということは、今の15件も含めて、最終的な報告がなされるであろう第2回定例会までには、その内容も示されてくるという認識でよろしいでしょうか。

○(総務)企画政策室薄井主幹

おっしゃったとおり、そのような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

スケジュールとはかなりずれたということもございますけれども、ここまでやってきて、いろいろな課題点も見つかっていると思うのですが、どのようなことが課題点として挙げられるのか、もしありましたらお聞かせいただければと思います。

○(総務)企画政策室薄井主幹

まず、評価に少し時間を要したという部分なのでございますけれども、各部に評価調書をつくってもらいまして、それぞれ自己評価をしていただくという部分が第1弾としてあるのですが、これまで3回試行している中で、そのボリュームが非常に大きかったということで、それは各部がやる際に大きな作業負担となり、企画政策室などが進める中でも非常に大きな作業負担になったという部分もあったものですから、できるだけ評価調書を簡略化する形に、今回は試行としていたしました。結果として逆に、評価をする際に、簡略化することによって情報量が不足したという面が否めないところがございます。そのあたりは課題になったのではないかと考えております。

それから、今回、事務事業評価の対象として、おおむね10年以上の長期継続事業を対象にいたしましたけれども、これは各施策の中から、10年以上の事業をピンポイントで抜いて対象としたという形になっておりまして、ある一つの施策の体系という形で評価ができなかった、総合的な評価ができなかったということが課題ではないかと考えております。

それからもう一点、大きくは先ほど申し上げましたけれども、スケジュール、始まりが遅かった、それから今回試行ということもあります。作業が遅れたというあたりはやはりいま一度考えなければならぬかと思っております。

○上野委員

今、幾つか課題点が示されたのでございますけれども、6月までに検証して報告されるということですが、この報告に関

しまして、たぶん議会への報告があると思うのですけれども、市民などに広くその結果についての報告がなされるよう、今後、検討されていくのかどうかお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在、取りまとめを行っておりますけれども、まだどういう形になるか、かっちりとそこまでは決めていないのですが、公表を検討する形で取りまとめているという状況でございます。

○上野委員

今回、試行ということで行われたのですけれども、来年度もこれを行っていくつもりがあるのかどうかお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

評価という部分なのですけれども、一つには職員の目的・成果・コスト意識の醸成につながるものであるというふうに考えておりますし、継続的な業務の改善という部分がございますので、日常的な業務といたしまして、システムとしてつくり上げていく必要があるというふうに考えておりますので、まだ明確にどういう事業を対象にするかまでは検討しておりませんが、平成25年度も引き続き行っていきたいと考えております。

○上野委員

今、引き続き行っていきたいということでしたけれども、今まで3回試行されているということで、もう試行ではなく、本当は本番でスタートさせなければいけないのではないかと個人的には思うわけです。スケジュールにしても、8月から行って、大分ずれ込んで、課題点として出ておりますので、今度やるに当たっても、もう期間がかなり狭まっていると思うのです。8月からやると、たぶんまた遅いという話になるので、もっと前倒しでやらなければならないと思うので、ぜひともその辺を前向きに検討していただくと。

事務事業評価は中松市長の公約でもあります。私自身も事務事業評価には非常に注目しております。先ほどある委員から、自民党が市長部局あるいは教育委員会などと裏で密談して物事を決めていくというような、根拠のない憶測で、あらぬ疑いを抱くような御発言がありましたけれども、私自身は市議会の最大会派として、自民党が市民の負託を受けて、そして市民の目線から、しっかりと小樽のまちの発展に貢献していかなければならないと考えております。

事務事業評価におきましても、その先にある行政評価システムは市長の公約でございますし、これは市民にとっても、先ほどからずっと財政の問題が言われておりますけれども、この財政に関しましても、市としてもこういうことに取り組むことによって、財政の状況がしっかりと市民に伝わるし、取組が見えると思うので、ぜひとも行政評価システムに向けて、事務事業評価には本当にもっと前向きに取り組んでいただいて、ぜひとも平成25年度には本当に大きな評価が出るような方向に持って行ってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎教育行政執行方針について

最後に、教育行政執行方針について1点だけお聞かせいただきたいと思えます。

昨日、築校小樽塾がございましたが、私は社団法人小樽青年会議所の一員でございまして、この築校小樽塾に我々の団体が講師として招かれまして、参加している教員と小樽の未来について意見交換をさせていただきました。築校小樽塾は、教員と忌憚のない意見を交わせる非常にいい機会だと思っております。

執行方針では、現在37名の塾生がいて、今後、これらの塾生が小樽の教育の中心的な役割を担えるよう支援してまいりますと書いてはおりますけれども、具体的に、この先、この築校小樽塾をどういう方向に持っていくのか、この37名を来年度もずっとそのまま継続していくのか、新たに2期の塾生を入れて新しい形で進めていくのか、その辺をお聞かせいただければと思えます。

○教育長

昨日、小樽の人口減をどう食い止めるかというテーマでやらせてもらって、御協力いただきましてありがとうございます。

ざいます。築校小樽塾は、第 1 期生の 37 名はそのままずっと継続していきます。この後 2 次募集をしますから、その分が増えていくということになります。毎年度、第 3 期生、第 4 期生ということで、37 名から今度 20 名、それからまた 30 名とどんどん増えていくと、そういうふうに考えておまして、基本的には卒業はないというふうに考えています。本人が自分の判断で、築校小樽塾をこれで終えたいと思ったときに、本人がやめていっていただいて結構ということですから、どんどん増えることが想定されます。

私にすれば、立ち上がりの支援は教育委員会でやりますけれども、この塾は、塾生みずからが自分の意思で進んでいければ、自主運営が望ましいというふうに考えております。それで、私が述べた塾の目的は、まちづくりに学校の教員が携わるということが今まで一度もないと、地域の人と一緒になって、将来、小樽のまちをどうつくっていくのかということの経験がない教員がほとんどだというふうに思います。しかし、そのことがなければ、夢を見て小樽のまちの未来を考えていく子供が本当に育つかと。そういうことで、昨日も J C のメンバーにお手伝いをいただきながら、小樽の人口減を食いとめる方法は何か、私のグループでは、聞いていると、やはりこの小樽の教育がきちんとして、小樽の子供たちにきちんと教育する、ふるさとを大事にする子供を育てることが、人口を食いとめる一番の政策ではないかと、教員としてそうあるべきだという結論に至ったと、私とすれば大変うれしいことで、今後とも塾を通して、あのように教員がさまざまな勉強しながら、地域との人脈づくりをしてもらって、将来、地域の方と一緒に小樽の未来を考える学校というふうになれば、これほど幸せなことはないというふうには考えております。

○上野委員

教員の視野がさらに広がって、そしてさらに能動的に動かれると、学力向上だけではなく、生活面も含めて、子供に伝わるものは、また変わってくるだろうと思いますので、ぜひともこの築校小樽塾はこれからも進めていただきたいと思います。

○山田委員

◎中学校の部活動について

それでは、代表質問をした部活動について、何点か聞いてまいります。

部活動については、平成 24 年 4 月に学習指導要領で記載されたと思います。昨春、記載されたということでしょうか。

それから、学習指導要領の解説について説明していただきました。本市もこの方向に沿って指導を行っていると考えております。この指導方針を各学校で立てられ指導していると思いますが、口頭だけで、そのように立てられているということも聞いております。何か書き表さないとなかなか実行できないものだと考えます。その 2 点についてお聞かせ願います。

○（教育）指導室石山主幹

中学校の部活動についての御質問でございますが、まず学習指導要領の位置づけについてでございます。現行につきましても、委員がおっしゃったとおりでございますが、少々経過の話をいたしますと、現行では学校教育の一環ということで位置づけられておりますが、これまではそういった記述がなかったと。部活動自体はずっと昔からやられていたことであります。中学校教育の中で非常に大きな役割を果たしている。そういう現状がある中で、やはり教育課程と関連する事項として、学習指導要領の中にきちんと記述する必要があるのではないか、という声がありまして、今回の改定で、学校教育の一環として教育課程との関連を図れるように、ということで明記されたということでございます。

2 点目の指導方針のことでございますが、各学校では、それぞれの学校でいろいろな呼び方はございますが、部活動に当たって、要綱といいますか、そういうものを定めております。例を挙げますと、部活動の中の目標として、

個性の伸長、共通の主義、特技を追求することにより、知識を深め技能を高める、それから、それぞれの先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を培う、そういった学習指導要領の解説書に示されているようなことを受けまして、それぞれの学校で生徒の実態に応じた中で、そういった方針を立てているところでございます。

○山田委員

ある教員から聞いた話ですけれども、部活動は生活指導の場であり、また非行の歯止めにもなっていると。その反対の意見としては、そもそも休日に部活動は必要かと、こういう議論もあると聞いております。私もこの点についてはまだ曖昧な点があると感じています。改めて、部活動の意義をお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

部活動の意義についてでございますが、まず、スポーツや文化に親しむということがあります。それから、目標を持って、チームとして、個人として取り組むということを通して、責任感、チームとしては連帯感を育むということが考えられます。そういったことについては、先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり生徒指導の中で大きな効果があることは確かなことではないかと思っております。また、お互いに協力し合って友情を深めるということによって、好ましい人間関係をつくっていく、それから、今後の自分の人生を含めて、自分の適性や興味関心を追求して、自分の個性を伸ばす、そういったきっかけになるということなどが、意義として挙げられるのではないかと思っております。

○山田委員

代表質問の中でも、部活動にかかわる教員の減少や、本当に負担が大きいということを言わせていただきました。その中で、東京都杉並区立和田中学校で行われている、休日の部活動を外部団体に委託する施策を紹介しました。この取組は部活イノベーションと呼ばれ、形式的には学校の部活動と切り離されていると聞きます。同校では、4年前から保護者や住民で組織される地域本部が進学塾と契約を結び、有料で夜スペシャルという学習事業を行っておりますが、今回の試みはその部活動版だと言われ、内容は、九つの運動部のうち、野球部やサッカー部などの六つの部の保護者会が契約を結び、昨年6月から8月に順次運用を始めたと聞きます。料金は500円で、約3時間の指導料と保険料を含みます。委託については、家庭負担を考え、月に2回と限定し、子供を参加させるかは各家庭の判断に任せると聞きます。また、公認資格を持ったコーチが技術指導や安全管理にも責任を負うため、教員は活動現場にいる必要はないと聞きます。この取組について改めて見解をお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

杉並区立和田中学校の取組についての見解でございますが、一つの方法としては非常に参考になるところがあると思います。ただ、小樽の現状を鑑みますと、先ほども話をしたとおり、部活動を通して、生徒指導において非常に成果が果たされているという現状がございます。その中で、小樽の子供たちを育てるという観点からいきますと、やはり当面は学校教育の一環として、部活動として行われていくことがいいのではないかと思います。

また、部活動の中では、先ほどは申しませんでしたけれども、顧問である教員と生徒との人間関係の構築ということも、教育効果としては非常に大きいものがあるのではないかと押さえています。そういうことも鑑みまして、やはり教員が顧問となって、学校の教育活動の一環として、部活動として実施していくことが、当面は小樽では行われていくことなのではないかと考えております。

○山田委員

近年、20年間で、全国の中学校で運動部が約1割なくなったと聞きます。そこで、本市の部活動の種目の種類の状況、数、また、近年なくなった部の数を把握していただけますらお聞かせください。また、文化系のクラブについて、減少数を押さえていたら合わせてお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

部活動の状況についてでございますが、まず、今年度の状況でございます。運動系の部活動については、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール等 8 種目でございます。文化系につきましては 10 種目、吹奏楽、合唱、美術、コンピュータ、家庭科、科学等でございます。

増減についてなのですが、運動系でいきますと、やはり生徒数の減少というか、小規模な学校ということがございます。以前はどの学校でも野球部、サッカー部があったという状況がございましたけれども、生徒数の減少により、野球部やサッカー部がなくなっている学校が目立ちます。それから、それだけではなく、今まで男女別にやっていたバドミントン部も、顧問の関係、生徒数の減少の関係で、一つの部として男女一緒にやる、また、バレーボール部については、女子バレーボール部がなくなってしまったなど、そういうことは見られます。文化系につきましては、目立った減少は押さえておりません。

○山田委員

聞いている範囲では、少子化により相当のクラブ、チームを組むようなクラブがなくなったという現状も聞いております。また文化系では、教える顧問の不足で、吹奏楽部など、多人数で構成される部活動が減少傾向にあるとも聞いております。

それで、生徒数の減少や教員の異動のたびに、このように部活動の維持ができなくなった学校、質問が重複するのですが、こういう学校もあると思います。また、生徒が特定の部活動がある学校を選んで進学するケースについてもお聞かせ願います。

○（教育）指導室石山主幹

まず前半の、児童・生徒数が減ったことにより部活動がなくなるということについて、先ほどの答弁と重なるところがあるのですが、先ほど申しましたように、やはり個人競技ではない団体競技につきましては、サッカー部が顕著な例かと思えますけれども、なくなっているという学校が目立つ状況であります。そういう状況の中で、生徒が自分の希望しないところに入部することも、現状としてはあるのではないかと考えております。

○（教育）学校教育課長

後段の、部活動がない学校に進学する等の御質問ですが、入学する学校に希望する部活動がないために、指定校変更をするということでの御質問になると思いますけれども、平成 24 年度の数字でいきますと、24 年度入学に関しての数字でいけば、36 人が指定校変更をしております。また、25 年度入学に関しては、現在、作業中でございますが、3 月 4 日時点での数字でいきますと、26 人が指定校変更をするということでございます。

○山田委員

今の御答弁についての確認なのですが、要するに、教育的な理由により、具体例としては、就学指定校の変更について、指定校に希望する部活動がないという認識でよろしいですか。

○（教育）学校教育課長

そういうことでございます。

○山田委員

そういった形で、生徒が本当にやりたいスポーツができない学校があるということは、私としても本当に悲しいという気はします。それについて、教育相談という形ではないですが、教育研究所ではこういう相談が、平成 24 年度は 36 人、25 年度は 26 人の指定校変更ですけれども、それが教育相談としてあったのか、それとも通常の手続で変更の手続がされたのか、その点はいかがでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

教育研究所の教育相談の件でございますけれども、さまざまな相談が寄せられますが、その相談内容につきまして、そういった部活動に係る指定校変更のことにつきましては教育研究所が所管している事項ではございませんの

で、学校教育課に任せているという形になっております。

○山田委員

こういう問題については、部活動の維持や顧問のなり手不足といった問題については、1990年代、完全学校週5日制を前にしたことから出てきたと言われております。長野県教育委員会の例では、2005年、休日の部活動は地域のスポーツクラブに、との方針を掲げたが、実際には、学校の部活動の顧問がスポーツクラブとしての指導者を兼ねる学校が多く、昨年3月、線引きを求めたとも聞いております。各学校は改めて、実態を踏まえて、あり方を保護者や住民、生徒を含めて検討してはどうかと思っております。共同の負担軽減につながる教員の増員は難しいと考えております。ただ、条件整備の案など、改善策が見えてくるのではないかと思っておりますが、その点について、いかがでしょうか。

○(教育)指導室石山主幹

先ほど来、委員もおっしゃっておりますが、そのように生徒数が減ってきているという状況、それに伴いまして当然、教員の定数も減ってきているという状況で、チームでやるような競技については、部活動ができないという状況がございます。その中で、学校再編を進めております。そういう中で、学校規模の適正化ということで、学校規模が大きくなるという状況では、やはり生徒数も増え、教員数も増えるということから、改善が図られていくのだろうと思っております。

○山田委員

こういう部活動の取組について、先ほど、学校施設に関連して活用を模索する取組もありましたが、こういう活動を、例えば、地域の活動に広げていく取組、また、大人も含めた卒業生の部活動の拠点として学校施設の活用を模索するという取組もございます。それについて見解をお聞かせ願います。

○(教育)指導室石山主幹

学校教育の観点から話をさせていただきます。それぞれの地域の人材、施設の活用もございましたけれども、そういったものについては、やはり外部指導者の活用という部分が一番、学校教育の観点から大きいのではないかと思います。現在、それほど多くはないのですが、3校6種目で外部人材、競技をやっている地域の方に来ていただきまして、本当に純粋なボランティアという形にはなろうかとは思いますが、御指導いただいているという学校もございます。そういった地域の力をかりながら、施設も借りながら、やっていくということが今後、求められていくのではないかと思っております。

○山田委員

最後に、部活動について、地域の活動に広げていくということは、子供の居場所や世界が広がっていくことにもつながると考えています。学校とは別の世界があるということは、相談できる友人や大人が増え、心の支えにもなると思います。10代から地域活動の一員としてスポーツをすることは、社会を学ぶよい機会だと考えております。その見解を聞いて終わりたいと思います。

○(教育)指導室石山主幹

10代からスポーツをすることの見解ということでございますが、文部科学省でいろいろと政策を立てておりますけれども、最近、子供の体力の低下ということを言われております。運動する子供としない子供の差が二極化しているということで、ずいぶんいろいろな機会と言われております。そういった中から、学校教育の観点で言いますと、部活動や、小学生では、体育の時間はもちろんですけども、クラブ活動という教育課程は、完全に組み込まれているものでございますが、そういったもの、それから、地域では、少年団活動など、スポーツをする機会を積極的に捉えていって体を動かして、ということは本当に非常に大事なことであろうと思っております。

○山田委員

本日の委員会の冒頭で、私に対して北野委員から言っておりました新・市民プールについて、我々自民党会派と

しても、積極的に進めていくということをおっしゃっています。我々会派としても、本当にこのことについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「後ろめたいからでしょう」と呼ぶ者あり)

○教育長

先ほどの安齋委員への答弁で、ひとつ誤解があったら困るので、補足して説明させていただきます。各会派議案説明で、私が自民党会派に出席したことに関して、配られた資料は、市長部局で配られた、各会派の配られた資料が配られて議論していますので、プールの件については一切議論されていませんので、その点、誤解のないようによろしくお願ひします。

(「そういうことをするから誤解されるのだ。自民党だけに配慮するから。私の言っていることに根拠はあるのだ」と呼ぶ者あり)

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。